

大蔵委員会議録 第二十八号

(三一七)

衆議院
第一類 第五号

大

蔵

委

員

会

議

錄 第二十八号

昭和五十六年五月八日(金曜日)
午前十時十一分開議

出席委員

委員長

綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 竹本 麻生

理事 大原 一三君

理事 山崎武三郎君

理事 沢田 広君

理事 平沼 起夫君

理事 松平君

理事 柳沢 伯夫君

理事 与謝野 鞏君

理事 塚田 庄平君

理事 平林 剛君

理事 村山 喜一君

理事 渡部 一郎君

理事 幸代君

理事 正森 成二君

理事 柿澤 弘治君

理事 柴田 昌雄君

理事 戸田 菊雄君

理事 堀 伸君

理事 佐藤 幸雄君

理事 菊地 順一君

理事 新二君

議員 勝志君

議員 欽一君

議員 幸代君

議員 佐藤 幸雄君

議員 佐藤 幸雄君

議員 佐藤 幸雄君

委員外の出席者
国税庁直税部長 小幡 俊介君
警察庁刑事局搜査課長 漆間 英治君
法務省民事局参事官 元木 伸君
郵政省財金局規制課長 荒瀬 真幸君
郵政省簡易保険局業務課長 小野沢知之君
郵政省電波監理局放送部業務課長 岡 利定君
大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

同外一件(鳩山邦夫君紹介)(第三七二四号)
同外三件(宮崎茂一君紹介)(第三七二五号)
同外十件(天野公義君紹介)(第三八四八号)
同(天野光晴君紹介)(第三八四九号)
同(福村利幸君紹介)(第三八五〇号)
同(岩垂寿喜男君紹介)(第三八五一号)
同外十六件(越智伊平君紹介)(第三八五二号)
同(大塚雄司君紹介)(第三八五三号)
同(高沢寅男君紹介)(第三八四三号)
同(奥田幹生君紹介)(第三八五四号)
同(小泉純一郎君紹介)(第三八五五号)
同外一件(古賀誠君紹介)(第三八五六号)
同(高村正彦君紹介)(第三八五七号)
同(國場幸昌君紹介)(第三八五八号)
同(佐藤文生君紹介)(第三八五九号)
同(田中龍夫君紹介)(第三八六〇号)
同(竹本孫一君紹介)(第三八六一号)
同(津島雄二君紹介)(第三八六二号)
同外十件(鳩山邦夫君紹介)(第三八六三号)
同(平沼起夫君紹介)(第三八六四号)
同(船田元君紹介)(第三八六五号)
同(武藤嘉文君紹介)(第三八六六号)
同(栗山明君紹介)(第三八六七号)
同(渡辺省一君紹介)(第三八六八号)
同(渡辺秀央君紹介)(第三八六九号)
同(武蔵嘉文君紹介)(第三八六六号)
同(栗山明君紹介)(第三八六七号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七四六号)
同(渡辺秀央君紹介)(第三七八七号)
同(杉原法制局第三前田正道君)
同(横山利秋君紹介)(第三七八七号)
(第三七一八号)
同(北山愛郎君紹介)(第三七七〇号)
同(北山愛郎君紹介)(第三七七一九号)
同(外一件(小沢辰男君紹介)(第三七一九号)
同外三件(太田誠一君紹介)(第三七二〇号)
同外五件(鷹井善之君紹介)(第三七二一號)
同(池端清一君紹介)(第三七二二号)
同(塙崎潤君紹介)(第三七二三号)
同(池端清一君紹介)(第三七八三号)

同(河上民雄君紹介)(第三八三九号)
同(佐藤敬治君紹介)(第三八四〇号)
同(鳴崎謙君紹介)(第三八四一号)
同(田邊誠君紹介)(第三八四二号)
同(高沢寅男君紹介)(第三八四三号)
同(廣瀬秀吉君紹介)(第三八四四号)
内職・パートタイム収入の非課税限度額引き上げ等に関する請願外二件(塚田庄平君紹介)(第三八四五号)
時給労働者の所得税控除に関する請願(山花貞夫君紹介)(第三八四六号)
大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願(川本敏美君紹介)(第三八七〇号)
共済年金改善に関する請願(大原亨君紹介)(第三八七一號)
は本委員会に付託された。

委員の異動
五月七日
辞任 植名 素夫君
同日 奥田 幹生君
補欠選任 植名 素夫君
奥田 幹生君

出席政府委員
内閣法制局第三部長 渡部 一郎君
内閣法制局第三前田 正道君
大蔵政務次官 保岡 興治君
大蔵大臣官房審議官 宮本 保孝君
大蔵省主計局次長 矢崎 新二君
大蔵省理財局次長 吉本 宏君
大蔵省証券局長 米里 恵君
大蔵省銀行局長 大場 智滿君

五月七日

医業税制の確立に関する請願(和田耕作君紹介)
(第三七一八号)

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

外二件(小沢辰男君紹介)(第三七一九号)

同外三件(太田誠一君紹介)(第三七二〇号)

同外一件(鷹井善之君紹介)(第三七二一號)
同外五件(鷹井善之君紹介)(第三七二二号)
同(塙崎潤君紹介)(第三七二三号)

本日の会議に付した案件
銀行法案(内閣提出第六六号)
中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)
銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

法律案(内閣提出第七三号)
銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)
法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柿澤弘治君、銀行法案外三法案について質疑をいたします。

今回の銀行法の改正については大きな議論を呼びましたのがこれから國債の窓販、ディーリングについてであります。この点については大臣が後ほどおいでになるということでございまして後に譲りまして、ひとつ國際化時代の銀行業務という点でこれらの銀行、邦銀系の現地法人等の活動、それについてのこれからの大蔵省当局の御方針をいろいろとお伺いしていただきたいと思います。

私も伝えられるところでは、銀行法改正のさまざまな議論の中で、今後邦銀系の現法についての活動を今まで以上に自由化をしていくとか、そういう方針であるといふうに聞いておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○米里政府委員 お答えいたします。
邦銀の海外の活動につきましては、基本的な考え方といたしましては、これから漸次國際化の進展ということが一層必要になつてまいるわけですが、よい活発になつてまいるという時代を迎えることにならうかと思います。そういった意味合いで、日本の金融機関が海外で活動する場合には基本的には進出した先の國の法制、金融慣行といったようなものを尊重しながら、それに加えましてわが国の国内の金融制度その他の特殊事情を勘案して行政を行つてまいりたいということが基本的な考え方と申せると思います。

○柿澤委員 海外現法の活動については從来から大蔵省の中の三局合意というものがあるわけですね。その三局合意の中で、証券業を営む銀行の海外現法の設立に関しては出資割合その他についていろいろと制約があるけれども、この三局合意については今後撤廃をするという形で関係者の合意を見ていると聞いておりますけれども、そのとおりと理解してよろしいでしょうか。

○米里政府委員 御指摘のございました三局合意でございますが、三局と申しますのは、銀行局、証券局、国際金融局、三局でございます。この合

意の内容は、いまお話をございましたように、日本銀行が海外で証券業務を営む現地法人を設立する場合におきまして、その出資比率あるいは現地で銀行免許を取得しているかどうかといったようなことにつきまして金融機関の種類別に、またその金融機関の支店がその地区にあるかどうかと、いう一種の内部申し合わせ事項といふような性質のものでございます。こういったような指導を行つておりますのは、基本的には日本におきます銀行、証券の業務分野の調整ということに影響を及ぼすという考え方から行つてしまひたわけでござります。

○柿澤委員 現在の出資その他の制限について逐次緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。今後におきましては、基本的には御指摘のようないくつかの緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。

○柿澤委員 まさに逐次制約をなくしていく。現地の法規制の緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。今後におきましては、基本的には御指摘のようないくつかの緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。

○柿澤委員 まさに逐次制約をなくしていく。現地の法規制の緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。今後におきましては、基本的には御指摘のようないくつかの緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。

○柿澤委員 まさに逐次制約をなくしていく。現地の法規制の緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。今後におきましては、基本的には御指摘のようないくつかの緩和をしてまいりたいといふふうに考えております。

一〇〇%出資比率というものが長信銀行について、具体的には興業銀行について認められたといふことが具体的な改正でございます。

本来これはこういったきめ細かいリストの範囲外として取り扱つてきたわけでございますが、これに準ずるような考え方でやってまいりましたけれども、昭和五十五年の七月にロンドン東銀のシェアを四六%、つまり五〇%未満の部類であります。たものが七十%に引き上げるというようなことで、分類によりますと一〇〇から五〇%の分類に上がったというようなことも講じております。ただ、これはこのリスト直接の対象ではございませんが、方向としては同様のことが言えようかと思ひます。

○柿澤委員 いまのお話を聞きますと、結局長信銀と外国為替専門銀行については若干の緩和をしないといふふうにすぎないのじゃないでしょうか。たとえば邦銀の中の都銀ですね、実力をつけて、むしろ邦銀の海外における活動の手足を縛つて、国際的な業務のある意味では発展といふふうに阻害しているんじゃないのかというふうに思われるわけだけれども、その点ではその問題に手をつける気があるのかどうか、その辺をお伺いいたしたいと思ひます。

○米里政府委員 先ほど申しましたように、三局合意全体について漸次緩和ないし撤廃の方向で検討していきたいということの一環に含まれようかと思います。

○柿澤委員 それは検討といふふうにタイミングで行われるわけですか。

○米里政府委員 各局間の協議事項でもございまして、いま私からいつといふふうに時期を申し上げるわけにはまいらないかと思ひますが、個別の問題として逐次要望のあるマターについてはケース・バイ・ケースに検討していきたいといふふうに考えております。

○柿澤委員 いまの銀行局長の御答弁ですと、リストとかこういうものを全般的に見直すといふふうにも、問題があるといいますか、要望があつたところを一つ一つ検討していく、しかし全体の三局合意そのものに手をつけるつもりはない、こういふふうな点もあるのでしょうか。

○米里政府委員 これは御指摘のリスト 자체を全体として再検討するやり方をとるのか、あるいは個別に出てきたときに現行のリストにかかるらず逐次処理していくのか、その辺は両方のやり方があると思います。まだ三局間でその方法論についてはいろいろな意見があるという状況でござい

かなか先方が応じない、もしくはそういう形で現地法人をつくることに果たして必要性があるかどうか、これらの日本の金融業の国際化を考えますか、哲学をこの際思い切つて変える必要があるんじゃないだらうかという気がするわけでござい

ます。その点一朝一夕にはいかない、今後検討していきたいということですけれども、それでは

銀行法の改正法案のいろいろな関係方面との折衝の過程で、三局合意については撤廃の方向で考えるべき点から見て後退をすることにならないのでしょうか。その辺ここで從来の考え方を見直す、むしろ変えるという必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○米里政府委員 先ほど申しましたように、三局合意全体について漸次緩和ないし撤廃の方向で検討していきたいということの一環に含まれようかと思います。

○柿澤委員 それは検討といふふうにタイミングで行われるわけですか。

○米里政府委員 各局間の協議事項でもございまして、いま私からいつといふふうに時期を申し上げるわけにはまいらないかと思ひますが、個別の問題として逐次要望のあるマターについてはケース・バイ・ケースに検討していきたいといふふうに考えております。

○柿澤委員 いまの銀行局長の御答弁ですと、リストとかこういうものを全般的に見直すといふふうにも、問題があるといいますか、要望があつたところを一つ一つ検討していく、しかし全体の三局合意そのものに手をつけるつもりはない、こういふふうな点もあるのでしょうか。

○米里政府委員 これは御指摘のリスト 자체を全体として再検討するやり方をとるのか、あるいは個別に出てきたときに現行のリストにかかるらず逐次処理していくのか、その辺は両方のやり方があると思います。まだ三局間でその方法論についてはいろいろな意見があるという状況でござい

○柿澤委員 最近の日本経済の金融面での国際化というものが急速に進展をしている状況でござりますから、その点、慎重検討は結構ですけれども、時宜を得た解決策というものをぜひお願いをいたしたい。そうでないと、せっかくの国際化の波の中では邦銀系の現法が手足を縛られて活動の領域が狭まっていくということでは、日本経済全体としてもマイナスが大きいと思いますので、その点は御検討いただきたいと思います。

それから、そのほかにも、海外邦銀系の現地法人についての活動では、本邦企業の外債の公募債の幹事の引受業務については別途指導があるわけですね。これについても今回の銀行法改正作業に

関連をして見直す、三局合意についての漸次緩和の方向で見直すという中身の一つとして見直すと考えてよろしいわけでしょうか。

○米里政府委員 御指摘になりました点は、日本

の銀行の証券現法が日本の企業の公募債の引受幹事をなすに当たりまして、日本の証券会社を上

席パートナーとするというように指導してまいり

たという点であろうかと思います。從来こうい

た指導をしてまいりましたのは、銀行、証券のい

わゆる業務分野の調整の問題、特にこの場合に

は、本邦企業の外債発行公募に当たりまして、そ

の親銀行が証取法六十五条の趣旨に反するよう

行為、つまり実質的には親銀行と本邦企業との間

でいろいろな話し合いが行われ、それによって証

券局長から御答弁させていただきたいと思いま

す。

○吉本(宏)政府委員 お答えいたします。

この問題は、本邦銀行の海外証券現法が本邦企

業の外債の引き受けを行う場合に、親銀行の影響

力によりまして引受幹事案件を獲得するあるいは

親銀行自体が外債の条件の決定に関与するとい

うような事例がございまして、そういうことでは

やはり証券会社と邦銀の証券現法とのイコールフ

ィーティングにならないのではないか、こういう觀

点から指導が行われてきたわけであります。これ

は金融制度調査会の答申、五十四年の六月に出て

おりますが、これによりましても、「当該現地法

人の所在国の法制上取り扱う業務ができる限

り認める方向に進めるべきであると考える。な

お、この場合、我が国内の銀行と証券との業務

分野の規制にかんがみ、我が国企業の資金調達に

関連して、事実上親銀行が当該業務を行うことの

ないよう留意しなければならないことは当然で

ある。」こういう指摘がございます。こういった

ことから申しましても、現在の規制を直ちに撤廃

するということはいかがであろうか、かように考

えております。

○柿澤委員 この問題としては、もう一つ

証券会社系の現法の銀行業務の制限があつたわけ

ますので検討してまいりたいと思つております。

○柿澤委員 これからもう一つ、邦銀の外債發行

が禁止をされているわけですが、この点についても五十四年の六月の金融制度調査会の答申

で海外現法の海外での債券發行は認めていくことが適當という答申が出ているわけです。その点に

つもりかお伺いをいたしたい。

○米里政府委員 御指摘のような調査会の答申も

いただいておりますし、調査会では海外現法の海

外での債券發行は前向きに考えるべきだというよ

うに言わっております。そういったことも受けま

して五十四年の十一月にスイス富士のスイス債券

の発行を許可いたしました。以後海外現法の債券

發行につきましては、ケース・バイ・ケースで処

理していくかといふように考えております。

○柿澤委員 そうしますと、現在のところスイス

だけ認められているわけですが、その他

の国についてもケース・バイ・ケースで漸次認め

ていくかといふように考えてよろしいわけですか。

○米里政府委員 他地域の現法につきましても、

認めてほしいという要望が強いということを承知

しております。ケース・バイ・ケースで検討して

まいりたいと思っております。

○柿澤委員 大蔵大臣おいでいただきましたの

で、この邦銀、わが國銀行の海外での活動、今後

それを促進をして日本の銀行業務といいますか金

融業務の海外での活動の分野を広げる、そして日

本経済の国際化時代に備えるという意味での海外

活動の緩和について、これは各方面から強い要望

も出しておりますし、時代の趨勢として当然考えて

いかなければいけない問題であろうと思ひますけ

れども、このバンキングライセンスの制限につい

ては今後緩和をするおつもりがあるのかどうか、そ

の点をお伺いしたいと思います。

○渡辺國務大臣 現地の法制がどうなつておる

か、その法制に従つて原則的にはできるだけ機械

的な制約でなくして実情に応じて認めていく、そ

うふうにしてはどうか。ですから、基本的に緩

和する方向で対処してまいりたいと考えます。

○柿澤委員 それでは別の次の問題に移ります

が、今回の銀行法改正に絡んで一番議論をされたところは、今後の国債管理政策といいますか国債発行に備えての銀行の国債取り扱い業務の問題であらうと思います。これは六十五条のかきね論から始まつて長い経緯があるわけですけれども、今度の銀行法案の中では窓販については今後認めていくという方針であるというふうに伺っておりますが、その窓販の今後の取り扱いについては三人委員会を設けて今後検討するということになつてゐるようですけれども、そういう理解をしてよろしいわけでしようか。

○吉本(宏)政府委員 ただいま御指摘のとおり、今回の法制の整備によりまして銀行は法律上証券業務を営むことができるようになつたわけであります。しかし、その実施時期等制度の運用に関しましては、三人程度の中立的な立場にある有識者によりまして懇談会を開き、この御意見も聞きながら最終的には大蔵大臣の責任において時期を決定いたしましたが、このように考えております。

○柿澤委員 実は前回の当大蔵委員会での五月六日の質疑でございますが、その中で証券局長の御答弁を私聞いておりますと、三人委員会では時期の問題だけでなく窓販を実施するか否かの是非も議論をされるような答弁があつたわけですね。そこで、その是非の問題は解決をしていると考えてよろしいわけですね。

○吉本(宏)政府委員 今回の法制の整備の以前の段階におきまして、金融制度調査会並びに証券引審議会におきましてかなり基本的な議論はなされてゐるわけであります。したがいまして、こういった議論を再び繰り返すということは適当でないと私は思っております。

ただ、実際に窓販の時期をいつにするかということになりますと、やはり国債管理政策上の立場、国債管理政策上国債の安定消化を促進するため窓販がどの時点で必要であるかというような判断、あるいは窓販を実施した場合に公社債市場に及ぼす影響、たとえばね返りの玉の処置などをそれをおどういう価格で買い取るかというような

問題、さらに一体どういう範囲の金融機関に窓販を認めるかどうか、こういった点もあわせて検討した上で窓販の実施時期を決定する、こういうことにならうかと思います。

○柿澤委員 いまの御答弁ですと、時期を決めるために必要な範囲でいろいろとその関係の問題も検討する、こういうふうに理解をいたしましたけれども、それでよろしくございます。

○吉本(宏)政府委員 中立的な三人程度の委員による委員会といふことでございますが、その委員会はいつごろおつくりになる予定でしようか。

この問題は、銀行法に絡んで出てきた関係部局、関係業界等との話し合いの中ですでに大蔵大臣からも明言されていることでござりますから、この銀行法案が成立した直後に三人委員会が設けられる、検討がスタートする、こういうふうに考えてよろしいでしようか。

○吉本(宏)政府委員 法律成立後に検討いたしました。このように考えております。

○柿澤委員 今後大変大きな問題にならうかと思うのですが、いまの三人委員会、法律成立後にはできるだけ早く設置をしたい、こういうお話をされども、その是非の問題は解決をしていると結論が出るのか。常識的に見てよろしいわけですね。

○吉本(宏)政府委員 実は前回の当大蔵委員会での五月六日の質疑でございますが、その中で証券局長の御答弁を私聞いておりますと、三人委員会では時期の問題だけではなく窓販を実施するか否かの是非も議論をされるよう答弁があつたわけですね。そこで、その是非の問題は解決をしていると考えてよろしいわけですね。

○吉本(宏)政府委員 今回の法制の整備の以前の段階におきまして、金融制度調査会並びに証券引審議会におきましてかなり基本的な議論はなされてゐるわけであります。したがいまして、こういった議論を再び繰り返すということは適当でないと私は思っております。

ただ、実際に窓販の時期をいつにするかということになりますと、やはり国債管理政策上の立場、国債管理政策上国債の安定消化を促進するため窓販がどの時点で必要であるかというような判断、あるいは窓販を実施した場合に公社債市場に及ぼす影響、たとえばね返りの玉の処置などをそれをおどういう価格で買い取るかというような

令で定める日ということになつておりますが、いろいろ経理の問題、事業年度の問題、その他全般的な問題がござります。常識的に考えて、恐らく来年の四月一日から施行といふのが一般的な施行時期ではないかと思います。

○柿澤委員 そうしますと、来年の四月一日、まさに常識的な線だらうと思います。その施行の時期までにはこの三人委員会の結論を出していただき、もしくは出していただきたい。そうでない限りで定められけれども重要な部分についてはあいまいなままで残つてしまつてよいことでは、これまた関係業界に対しても大きな混乱を引き起こすおそれがあると思うわけですから、体その辺が結論を出すめどといふに考えてよろしいでしようか。

○吉本(宏)政府委員 先ほども申し上げましたように、懇談会設立後に委員の先生方とも十分相談をしなければいけないと思っておりますし、現在の段階でいつまでに結論を出すということはちょっと申し上げかねる、このように考えております。

○柿澤委員 考え方の問題ですけれども、そう長期にわたることは考えられないといふに証券局長はおつしやいましたし、六月から来年の四月ということになれば大体十カ月、一年近くあるわけですから、その間に、中立的な委員、しかも両業界に精通をした方であるとすれば、そんなに長時間にわたることは考えられないと思います。

○吉本(宏)政府委員 懇談会を設立した上で、その審議期間をどの程度にするかということを委員の先生にもお詫びをしなければならないと考えておられます。ただ、私どもの考え方としては、そう长期にわたって審議をするということは必ずしも

考えておりません。

○柿澤委員 この新銀行法の施行の時期はいつになるわけですか。

○米里政府委員 銀行法につきましては、附則で法律が成立、公布になりましたから一年以内に政

指摘をされたわけですが、国債管理政策上の問題とか業界に与える影響とかその他の中で一番重要なボイントというのは、国債管理政策上の必要性といふことにならうかと思うのですけれども、大体そう考えてよろしいでしようか。

○吉本(宏)政府委員 国債管理政策上の問題もさりで重要な要因である、このように考えておりません。

○柿澤委員 そうしますと、これも周知の事実ですが、六十一年に来るわけですね。それまでの間には体制を整えなければいけないといふような考え方が出でてくる、そういう常識的な話もあるわけですが、遅くともといふことで考えている向きも多いようです。その点は大蔵省としてはどうお考えになつていますか。

○吉本(宏)政府委員 ただいま御指摘の点も非常に重要な点であると考えております。しかし、その他にいろいろ検討すべき問題もござりますので、最終的に実施時期をいつにするかということは、懇談会にお諮りした上で大蔵大臣が決めるということにいたしたいと思います。

○柿澤委員 それから、この三人委員会のテーマですけれども、いわゆる窓販の問題だけに限定されるとか、それともその他の国債のディーリングの問題も含めて議論をされるのか、その辺はいかがでしょうか。

○吉本(宏)政府委員 当面の問題といたしましては、やはり国民に一番関心事項となつております窓販問題を取り扱いたい、窓販の時期をどうするかということについて検討をしていただきたい、かようて考えております。

ただ、窓販の問題を論議いたします場合には必ずはね返り玉の処置といふ問題が関連して出てまいります。これはやはり一部ディーリングにかかる話になつてまいりますので、こういったこともあわせて御検討を願いたい、かようて考えております。

○柿澤委員 あとは窓販の実施の時期をどうするか、この点については三つの問題点を証券局長は

あるし、窓版を実施する上ではディーリングの取り扱いというものもある意味では不可分の問題であるという点で検討課題となつてこようというの

が、いまのお考へでございますか。

○吉本(宏)政府委員　だだいま申し上げましたよう、当面の問題は窓版の問題でございます。ただ、それに関連して一部ディーリングの問題もかかってくるんではないか、かように考えております。

○柿澤委員　そうしますと、窓版を実施する場合にはディーリングについても別の認可を同時にしないといけないということになるんでしようか。

それとも必ずしも同時でなくともいいというふうにお考へなんでしょうか。その辺は今後の取り扱いの問題ですけれども、不可分であると考えるべきなのか、それとも必ずしも不可分ではない別途の認可で時期を分けてもいい、実施上は問題はないというふうにお考へなのか、その辺はいかがでしようか。

○吉本(宏)政府委員　その点も含めまして今後検討いたしたい、かのように考えております。

○柿澤委員　この窓版、ディーリングの問題は、大蔵大臣にお伺いをいたしましたが、銀行法改正作業の中での各方面との議論が一番あつたところだと思います。最終的に現在ここに提案されている形になつたわけですが、その法案がまとまる過程の中で、今後窓版については三人委員会を設けて実施時期について検討するということになっておるようございます。その点については大臣からも、いろいろ国会審議の過程で御説明をいただけるというふうに聞いています。けれども、大蔵大臣としてもこの問題が解決をしないといりますか、この問題について今後解決

蔵大臣としての御決意をお聞きいたしたいと思っております。

○渡辺国務大臣　これは御承知のとおり現行銀行法でも窓版ができるとか、できないとか、よくわからない問題でございますが、今回は法律に明記を

したことでございますから、法の趣旨に従つて、情勢に即して対処する。いま銀行局長や証券局長がいろいろ条件を言いました。そのほかに、銀行協会、全銀協というのですか、あれの体質が少し変わつて、そして当事者能力を持つようになれば

私はいつでも認めていいんじゃないか、条件が整つた上でですよ。だれを相手に交渉していくかわからないようでは、後でまた変わってきてしま

うわけですから、こういうことではとてもだめだ。ですから、そういうよう 당事者能力を持つてしっかりすればいつでも認めます。

○柿澤委員　この問題については行政当局と関係業界、その信頼感といいますか、腹を割つての話し合い、いうものが一番大事だらうと思います。

○柿澤委員　この窓版、ディーリングの問題は、大蔵大臣にお伺いをいたしましたが、銀行法改正作業の中での各方面との議論が一番あつたところだと思います。最終的に現在ここに提案されている形になつたわけですが、その法案がまとまる過程の中で、今後窓版については三人委員会を設けて実施時期について検討するということになっておるようございます。その点については大臣からも、いろいろ国会審議の過程で御説明をいただけるというふうに聞いています。けれども、大蔵大臣としてもこの問題が解決をしないといりますか、この問題について今後解決

○大場政府委員　外国為替公認銀行として認める場合でございますが、外国為替及び外国貿易管理法第十条二項に「大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外国為替取引を行つて、もともとわからない」と規定がございます。したがいまし

て私どもとしては、信用金庫が業務を始めた場合に国際的信用を得る見込みがあるかどうかという点が第一点、それから外國為替業務に習熟した職員を有しているかどうかという二点を中心にして考えていきたいと思っております。

○柿澤委員　その点については法改正を前にしきりといふのは着々と進んでいるようと思うのです。

いま、これは資料として出していただいたのですけれども、相互銀行についてはすでに外為業務が認められているわけですが、その相互銀行の中でも取扱高が少ない方を見てみましたら、五十四年度では二千四百万ドル、五十五年上期で九百万ドルといふのが外國為替取扱高の一番少ない、しかも外為業務を認められている相互銀行です。それと比べて現在信用金庫の外為取扱実績を見ますと、五十四年度で三千五百萬ドル、二千六百万ドルというのが上位の信用金庫でございますし、五十五年上期は、上期だけで二千万ドルに達するところもすでに出てきている。そういう意味では、

今回は中小金融機関の改正法案も出されているわけでございますが、その一つについて特にポイントをお伺いをいたしたいと思います。

まず信用金庫法の改正でございますが、信用金庫法の改正の中では、今後信用金庫以外為業務を認めるという点が大きなポイントになつてゐるわけ

めをいただくといふのが大事ではないかと思いますが、その辺についてのお考へを聞かせていただきたいと思います。

○大場政府委員　ただいまの外國為替の取り次ぎ実績につきましては、御指摘のとおり相互銀行の千四百万ドルとあるいは五十五年度上期で九百万ドルというふうな数字であると承知しております。また、このラインを上回る信用金庫が二、三行あるということも承知しております。もちろん先ほど申し上げましたように、外國為替銀行として業務が認められるためには、将来国際的信用を

得る見込みがあることと職員の問題でございますので、いまのような数字的な裏づけも考えましてこの法の趣旨に沿つた運用をしていきたい、このように考へております。

○柿澤委員　今後の中小企業関係の海外取引の増大に備えてその点も、金融機関の面からもぜひ手当が必要だと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから信用組合については今度の改正のことで、内国為替の取引について「組合員のためにする」という制限を撤廃したわけですね。これは信組が今郵貯の攻勢に備えて全銀データシステムへの参加を検討しているとか希望している、そういうものに備えたものとも考えられるわけですから、その辺今后どうなるのかお伺いをいたしたいと思います。

○米里政府委員　御指摘のとおり、今回の改正案におきましては信用組合の内国為替取引につきまして、「組合員のためにする」取引ということに限定されておりましたものを「組合員のためにする」という文字を落としまして、広く一般的に内

国為替取引ができるよう措置したいというふうに考えておるわけでございます。

今回一般的に内国為替取引が信用組合業界でできるということになりました場合には、関係方面とのいろいろな折衝が必要でございますが、でき

ば全銀データシステムに加盟することは適当なことではないかと思います。信用組合業界といたしましても、全銀データシステムに加盟するということになりますと、取引者のサービスの充実、ニーズに十分こたえるというようなことが促進される、貢すると考えられますので、できるだけ早い時期に、二年程度を目標にいたしまして加入でありますように促進していくことが望ましいのではないかと思つております。

○柿澤委員 それから相互銀行でございますが、相互銀行の今後の方、なかなか厳しい面があるかと思います。しかし、中小企業対象の金融機関として地域の中でそれぞれの役割りを担つておるわけでございますので、今後の相互銀行の体质強化については特別の配慮が必要なのではないかと考えます。その点では、最近、店舗行政の面で体质強化店舗といふようなものを認めるというような話を聞いておりますが、これから店舗行政の面もうとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○米里政府委員 相互銀行業界が今後中小企業金融専門機関として発展していくためには環境は決して容易なものではないと思います。特に高度成長の影響をかなり顕著に享受していた業界でございますので、成長パターんの変化によりまして経営基盤的にも非常に大きな影響を受けておるというふうなことがあります。そういったことを金融制度調査会でも審議されまして、昨年十一月の答申で自己努力ということをうだいますとともに、経営体質の安定強化に資するような取り扱い、つまり行政当局においてもたとえば資金吸収面あるいは店舗行政面等において検討されるべきであるという御提言をいただいておりますので、私どもその線で検討いたしまして、去る四月二十三日に発出したしまして店舗通達、五十六年度及び五十七年度の店舗通達でございますが、相互銀行業界に対しましては新たに体质強化店舗といふものを認めることにしたわけでございま

す。この体质強化店舗と申しますのは、いわゆる小型店舗につきまして、相互銀行の小型店舗一店舗については、一般的に設置場所等についての制約がございます中で、相互銀行に限り彈力的な取り扱いが可能になるようについてを措置したわけでございます。

すなわち、具体的に申しますと、通常の小型店舗でございますと三百メートル以内云々というような制約が設置場所についてござりますけれども、相互銀行の場合には原則として本店所在地の都道府県内であれば設置場所は自由に認める。それから店舗の人員でございますが、普通の小型店舗は十人以内ということになつておりますが、相

互銀行の場合には十五名以内というよろづやを認めることにしたわけでございます。店舗の果たします経営効率に占める役割りといふのはかなり大きなものがあるかと思いますので、こういつた制度を相互銀行業界も十分活用してその経営基盤の安定化、強化に今後ともに進まれるというこ

とを強く期待しておるわけでございます。

○柿澤委員 最後に、証券取引法の改正案の中で一点質問をしたいと思います。

今回の証券取引法の改正、これは銀行法の改正に連絡をする形で行われているわけですが、それとともに証券会社の兼業制限の規定を緩和する

ことのCD、CPの取り扱いはこの法改正後に直ちに

C Pを証券会社が取り扱いできるようになります。CD、CPについても同様に、銀行に限りませんが、これにつきましては、法律施行後申請があれば認めることにしたわけでございます。

○吉本(宏)政府委員 そういうことでございま

す。

○柿澤委員 この辺も銀行、証券のいろいろかきね論の問題にも絡んでくると思うわけですが、それとも、そういう形で相互乗り入れが進んでいくといふことになりますと、今後問題が出てくるのが、現在は外国のCD、CPでございますけれども、

国内で発行されたCD、CPについては一体どうなんだ。今回、CD、CPの性格論からもしこういう規定を設けたのだとすると、国内のCD、CPは海外のCD、CPと性格が違うのかといふ議論が出てこようかと思うのですけれども、その辺についての取り扱いはどうなるのでしょうか。

○吉本(宏)政府委員 御案内のように現在国内で

C Dが発行されておりますが、これは完全な流通性がまだ付与されてないわけでございます。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

したがいまして、今後国内のCDに対しまして完結する道を開くこととしたものでございます。それからCDでございますが、これは改正外為法の施行の改正でござりますが、これは改正外為法の施行

が取り扱えなくなる。しかしこういったCDとかCPはいわゆる金融商品でございますので、証券会社だけということではなくして銀行と相乗りで取り扱うようにしていいのではないか。そういたしまして第四十三条の兼業承認の規定を若干緩和しますと有価証券に準ずるものでも証券会社が扱えますよう道を開く必要である、こういった趣旨で第四十三条の兼業承認の規定を若干緩和いたします。

しかばこれをいつ実施するのかという御指摘でございますが、これにつきましては、法律施行後申請があれば認めることをしたい、かように考えております。

○柿澤委員 そうしますと、法律改正後申請があれば直ちに認可をしたい、こういうことでござりますね。

○吉本(宏)政府委員 そういうことでございま

す。

○柿澤委員 時間が参りましたので、これで質疑は終わりたいと思いますけれども、銀行法の改正も、同時に証券会社の兼業制限の規定を緩和する

ことのCD、CPを取り扱いはこの法改正後に直ちに

市場とか証券市場にCPが発行された場合どういふ影響が出てくるか、あるいはCPの発行形態をどうするか、さらにCPを発行する場合にその法的な裏づけが必要であるかどうか、さらに投資者保護のためにディスクロージャーの措置をとる必要がありますかどうか、こういったかなりいろいろな問題がございます。したがいまして、こういった点につきまして十分検討した上で国内でCPを発行するかどうかを決定されてしまうべきではないか、かのように考えております。

さらには、この問題を証券会社あるいは銀行に取り扱わせるかどうかにつきましては、その段階で関係局とも十分協議をしたい、かように考えております。

○柿澤委員 さらに、この問題を証券会社あるいは銀行に取り扱わせるかどうかにつきましては、その後申請があれば認めることをしたい、かように考えております。

○吉本(宏)政府委員 そうしますと、法律改正後申請があれば直ちに認可をしたい、こういうことでござりますが、これにつきましては、法律施行後申請があれば認めることをしたい、かように考えております。

○柿澤委員 そうしますと、法律改正後申請があれば直ちに認可をしたい、こういうことでござりますね。

○吉本(宏)政府委員 そういうことでございま

す。

○柿澤委員 時間が参りましたので、これで質疑は終わりたいと思いますけれども、銀行法の改正も、同時に証券会社の兼業制限の規定を緩和する

もない事実でござりますが、証券業界あるいは銀行、そして大蔵省と、三者がまさに三つとも争いというか、絡んで、なかなか結論を得なかつたというような経緯等もこれあり、新聞では、どうも嫁に行けない花嫁がのこのこあらわれてきたとか、あるいは三方一画損だとか、いろいろな言葉で今度の銀行法誕生劇をやゆしております。こういった世間のいろいろな見方に対して、一体、五十年たつて不磨の大典として出したつもりであろうが、果たしてこういう情勢の中で、この銀行法はこれから少なくとも五十年の風雲にさらさるに耐えていけるかどうかということについての、大蔵大臣としてのひとつ確信ある御答弁をいただきたい、このように考えております。

○渡辺國務大臣 私は、銀行法はもつと早く改正されよかっただんじやないか、そう思つております。

○渡辺國務大臣 しかし、金融の基本法であるというようなことともあつて、もう一つは、いまお話しのようないろいろな利害の交錯というのもございます。

そういうようなことで少し改正に手間取つたといふことは事実でござりますが、大法典でございま

すから、相当論議を尽くすということは決して悪

いことではない、私はそう思つております。

しかし、一方で非常に金融の国際化が進む、あ

るいは国債の発行ということが今まで考えられ

ないほど大きな問題になつておつて、その償還も

大変な問題になつておる。それから、銀行も非常

に大きくなつておつて、日本の産業との関係ばかりでなく、最近に至つては、住宅ローンを初め個人との結びつきが非常に大きくなつた。公共部門

といふようなこともございまして、そういうよ

うな事情に対応する銀行法に直していくといふことが、私は、今度の改正の背景であったと思ひます。したがつて、こういうようになつたわけでござりますか

ら、今後どういうように世界の経済が変わつてい

くか、それも常に見きわめていなければならぬ争いといふか、絡んで、なかなか結論を得なかつたというような経緯等もこれあり、新聞では、どうも嫁に行けない花嫁がのこのこあらわれてきたとか、あるいは三方一画損だとか、いろいろな言葉で今度の銀行法誕生劇をやゆしております。こういった世間のいろいろな見方に対して、一

くか、それも常に見きわめていなければならぬ争い。

したがつて、今回銀行法を改正したから、もう

五十年間は銀行法を改正しない、そういうものじ

やないだらう、そうかといつて、一年、二年で改

正するなんといふこともないと思ひますが、やは

り必要に応じて、改正すべきものがあれば改正し

てよろしい、私はそう思つておるわけでございま

す。

○塚田委員 私は、五十年と言つたのは比喩的に

言ったのであって、いま大臣の答弁されたとお

り、恐らく今度の銀行法については、今までの

経緯等を考えますと、やはり五年ごとに、あるい

は十年くらいで見直していくかなればならぬよう

な事態が来るんぢやないか。それはいま言つたと

おり、国際的な問題もありますし、大体国債発行

につきましても、これは大蔵省の方針としても、

ゼロにすることを目標にいま努力をしております

し、いろいろな關係からいって、見直すべき時期

が早いんぢやないかと思うのです。

その場合に、ちゅうちょなくこれを見直してい

くという態度でなければ、法律がかえつて足かせ

になるというような事態も考えられますので、そ

の点も含めまして、もう一度ひとつ決意をいただ

きたいと思います。

○渡辺國務大臣 銀行の機関というものがその経

済情勢に非常に適応しているかどうか、銀行の使

命といふものがそのときの経済情勢や国民の要望

にかなつてゐるかどうかというような観点から、

いま一々条文を挙げて説明することは、時間が

ありませんしあの質問もありますから避けたい

と思いますが、この紙の裏表であるディスクロー

ジャーと監督、ディスクロージャーがあるから、

つまり自主的に内容を開示していく、そういうた

めです、五年に一遍というふうに決めるわけにもいき

ませんが、そう硬直的に考える必要は少しもな

い。やはり塚田委員の言うように、必要に応じ

て、それは直すべきものがあれば直すということ

があつて何ら差し支えない、私はそう思つております。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 邦銀、これは五十一億六千五百萬、生保四十九

億八千三百萬、損保四十四億、外銀——外國銀行

ですね、二百二十四億四千三百萬、合わせまし

て、いま言いましたとおり約三百六十九億。

ところが、このほかに実はグルーブが直接借り入れた

ものがござります。これは、私どもに入つた資料

によりますと八十六億になつておりますから、合

計しまして大体四百五十五億七千万程度だと思ひ

ますが、間違つていたらひとつ御指摘願いたいと

ならぬ事項として、やはり私は、ディスクロージャーと監督業務との関係だと思うのですね。これ

は紙の裏表であつて、残念ながら、調査会あるい

あるいは監督の面がずっと後退をいたしておりま

す。

これは「目的」の中で、第二項で、銀行の自主

性を尊重するというようなこと等に重点を置いて

法案作成がされたという経緯がございますし、そ

ういう経過があるので、この二つの問題につい

て、特に、ひとつ今後とも十分フランクな考案で

臨んでもらいたい。

まず第一にディスクロージャーについてござ

いますが、残念ながら、答申に盛られました収支

の状況とかあるいは営業の状況等について、これ

を一般の預金者に知らしめ得る手段が閉ざされて

おります。字面では削つたんですね。これは銀行

局長の言つた原案、恐らくこれは理事会では、例

の二月二十七日ですか、ある雑誌に発表されたい

わゆる銀行局案というのが原案だ、こういうよう

にいま報告を受けておりますから、その原案から

見ますと、ずっと後退をいたしておるわけでござ

ります。そういう面でディスクロージャーが後退

をする。監督につきましても、これははつきり言

います。いまして、私は後退していると思うのですね。

いま一々条文を挙げて説明することは、時間が

ありませんしあの質問もありますから避けたい

と思いますが、この紙の裏表であるディスクロー

ジャーと監督、ディスクロージャーがあるから、

つまり自主的に内容を開示していく、そういうた

めです、五年に一遍というふうに決めるわけにもいき

ませんが、そう硬直的に考える必要は少しもな

い。やはり塚田委員の言うように、必要に応じ

て、それは直すべきものがあれば直すということ

があつて何ら差し支えない、私はそう思つております。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

ので、前提は余り言つことを避けたいと思ひま

す。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

ので、前提は余り言つことを避けたいと思ひま

す。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

ので、前提は余り言つことを避けたいと思ひま

す。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

ので、前提は余り言つことを避けたいと思ひま

す。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

ので、前提は余り言つことを避けたいと思ひま

す。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

ので、前提は余り言つことを避けたいと思ひま

す。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

ので、前提は余り言つことを避けたいと思ひま

す。

○塚田委員 そこで、見直すべき、これからひと

つよく注視をするというか、これから運用につ

いて十分関心を持ちながら見守つていかなければ

なりません。

○塚田委員 別々に発表していただけなかつたの

ですが、時間がありませんから私が言ひます。

これが正しかかどうかということだけ、ひとつ首を

縦に振るなり横に振るなりしてください。

○塚田委員 岩沢グループのこの株の買い占めるいは誠

に忌わしい事件が実は北海道で起きたわけでござ

りますが、いわゆる岩沢グループ事件といふもの

ですね。これはもう各新聞、報道機関で大々的に

報道されておりますし、これから質問をいたしま

すが、当然いろいろな調査も行われております

思います。

○米里政府委員 大体おっしゃるような数字になつております。

○塚田委員 時間もありませんので大変急ぎます。が、実はこのグループというものは北海道で最大のグループと言つていいのですね。ところが、不思議に、邦銀の中で北海道の地銀、まあ代表的なのは拓銀とかあるいは北海道銀行、あるいは北海道に出でる地銀、都銀の支店、こういったものはほとんど貸していないのですね。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕

ところが不思議に、東海銀行と、全国第六位の都銀が、はつきり言います、株式の購入の借入金として貸し与えたのが十八億五千万、以下、札信だとあるいは相互銀行、合わせまして十三行が金を出しておりますが、一体、地元のメーンバンクがさっぱり動かないで、支店を持っておる東海銀行が中心になりますて、これからまだ外銀との関係は後で質問いたしますが、動いたということについて、銀行局はこれはどうも不思議だなと思いませんか。

○米里政府委員 御指摘の地元の金融機関につきましても、もちろんこの岩沢グループとの取引はあるわけでございまして、北海道拓殖銀行あるいは北海道銀行もかなりの取引が従来からあつたといふうに聞いております。

○塚田委員 特に特殊な事情がなかつたということが、じゃ、以下これからいろいろ質問いたしますから。

東海銀行はみずから、少なくとも岩沢グループからの報告によりますと、株式の購入資金として十八億五千万貸しております。みずから貸すばかりじゃなくて、外銀を紹介しているのですね。二百二十四億二千二百万というものは全部と言つては何ですが、ある意味においてはそのもと

をつくつていったのは東海銀行なんですよ。これ

が主たる銀行を紹介し、またその銀行が今度は他の外銀を紹介するということで、合わせて十二行

ですね、この株式購入に金を出しておるというのが実態なんですけれども、これは認めますか。グループに対する融資を紹介し、一種の請書のようなものだと思いますが、レターを出しておるというようなことがあつたことは事実だと思います。

○塚田委員 局長、それは正確じゃないのですよ。外銀全部に出したわけじゃないのです。外銀の中でも出してないものもあるのですよ。それはもう詳しくは言いません。

そこで、そのレターなるものの性格なんですけれども、いま一種の請書だ、こう言いましたね。それで、確かにこのレターでは通常言う保証という言葉は使われおりません。つまり、ギャランティーという言葉は使われてないのです。しかし、アシュアあるいはエンシュアという言葉が使われております。これは外国ではいま言いました請書に相当するものだと私も考えます。請書といふのは、今度は日本の商習慣から言うと保証的な意味が非常に強い、こう私どもは考えておりま

す。これは変な質問になりますけれども、アシュアあるいはエンシュアの語源はインシュアです。これは保険という意味なんですね。この辺、外國は語感に非常に敏感なので、そういう意味では保証的な意味としてこの請書に判をついてもらつた、こう考えられるのですが、どうですか。

○塚田委員 いま先生から御指摘ございましたように、確かに一部についてそういうレターを出しております。このレターの性格がいかなるものであるかということにつきましては、これはなかなか一般的に判断することもむずかしいかと思ひます。現在法律上の解釈、性格論というものを当該外銀と東海銀行の間に詰めておりますので、HTBという、これはテレビ放送会社なんですね。HTBも、これが百四億の借り入れをやつたわり外銀から百四億借りましてそれを岩沢にやつたのですよ。HTBというのは、これは公共的な事業ですね。電波ももちろん郵政省の許可を得た電波なんです。この百四億を一体どういう処理の仕

はないかと思います。

○塚田委員 法律的な解釈にまつてのことになると、最後は裁判ですよということと同じなん

です。そこで一番最初に戻るのでですが、いま銀行法が改正されて金融の国際化というものが叫ばれておる。そういう中で少なくとも外銀の有力な銀行と邦銀全体との信頼関係に非常に大きな影響を与えると思うのですが、どうですか。あなたは簡単にこれは法律的な決着をつけざるを得ない、こう言つておりますが、そういうことを望んでおるのですか。

○米里政府委員 金融の国際化がこれだけ進んでまいりまして、邦銀と外銀の間で信頼感が必要であるということはおっしゃるとおりだと思います。そういう意味で現在、邦銀と外銀の間で問題が生じておるということは遺憾なことであろうかと思います。法律的と申しましたが、法律的な解釈に基づいて両当事者間でいま話し合いが行われておる、ローヤー同士の話し合いのマターになつておるという状態でござりますので、できましたらできるだけしこりが残ることがないよう

に両方が十分な話し合いを行いましてその解決が出来る事を期待いたしております。しかし、こういった種類の事件が再発するということは非常に望ましくないことでござりますから、十分、融資管理の徹底について私どもからも口頭指導を行つておるという状況でございます。

○塚田委員 さらに質問しますが、岩沢氏は四百五十五億七千万という膨大な借り入れをやつたわけですね。その半分は外銀。それが私の計算で間違なければ二百二十四億。そのうち実に、HTBという、これはテレビ放送会社なんですね。HTBも、これが百四億の借り入れをやつておる。つまり外銀から百四億借りましてそれを岩沢にやつたのですよ。HTBというのは、これは公共的な事業ですね。電波ももちろん郵政省の許可を得た電波なんです。この百四億を一体どういう処理の仕

方をしているのか、この点について調べましたか、あるいはどういう処理をしたかということについてひとつ御答弁願いたいと思います。

○米里政府委員 具体的な処理の仕方につきましては、申しわけございませんがつまびらかにいたしております。

○塚田委員 それじゃ郵政省に聞きます。郵政省は直接電波の監督官庁ですからこの問題については十分関心を持つておると思うのです、大変な問題だと。どういう処理を一体テレビ会社はやりましたか。

○岡説明員 お答え申し上げます。

このたびの事件によりまして北海道テレビ放送株式会社が放送局を適正に運営していくかるかということを含む非常に重要な問題であるとわれわれも認識いたしまして、三月二十日に新聞で報せられました以来北海道テレビ放送からいろいろ事情を聽取ってきておる状況でございまます。先ほど先生御指摘いただきましたように北海道テレビ放送株式会社のいわゆる簿外の借入金とこれは百四十一億円になつておりますが、そのうちの百四億円というのが先生御指摘のとおり外國銀行からの借り入れだと聞いております。これにつきましてどういうぐあいにやるのかという点でございますけれども、私ども郵政省といたしましては電波法、放送法に基づきまして放送局を監督しておる立場でございますけれども、電波法、放送法のたてまえによりますと放送会社というものが言論報道機関と位置づけられておりまして、経営の面できわめて自主性を保障されておるといつまして詳しく述べる権限がないものでございまますので、その辺につきまして十分把握いたしておらない状況でござります。

○塚田委員 ただいま言いました三百六十九億、これについては海外処理をしておるということは承知しておりますが、これは全体的にはちょっとなかなか答えられないと思いますので、HTBさ

の、電波監理局の方はどうですか。

○岡 説明員 お答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり簿外処理をしておると聞いております。

○塚田 委員 実はこれはHTBだけじゃなくて全部簿外処理です。私が言いました最後のグループが直接借り入れたもの、これについては不明です。しかし私の調べたところでは三百六十九億について全部簿外処理をやっております。

さて、法務省おりますか。——民事局の方に聞きたいのですが、これだけの金を借り入れて簿外処理をやるということになりませんれば法律的に、特に商法に抵触するようなことはございませんか。この際特に法律三十三条の一項二号あるいは二百六十五条、二百六十条の二項、これら一連の法律に違反する、私はこう考えます。一体民事局の方ではどう見解を持っておるか、この際ひとつお伺いしたいと思います。

○元木 説明員 お答え申し上げます。

私どもの方で事実をつまびらかにしておりませんので、先生御指摘の事実を前提といたしましてお答え申し上げるわけでございますけれども、それでは「取引其ノ他営業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項」については会計帳簿に記載しなければいけないということになつておりますので、もし簿外といふことになつておられますので、もし簿外といふことであれば背任の疑いがあるということですか、あるいは特別背任ですか。

○元木 説明員 そのことで直ちに背任等々の問題、これはまだその他の要件がいろいろ絡んでく

ると思いますので直ちにお答えはできないわけですが、あくまで仮定でございますが、もしこの貸し付けが取締役会の承認を得ないで行われている

とでございます。それならなお二百六十条の二項の規定でございますけれども、現行法では二百六十条は一項しかございませんけれども、ただいま法務委員会で御審議いただいております商法の改

正法律案がござりますけれども、その二項では「多額ノ借財」につきましては取締役会の決議を

経なければいけないということになつております。したがいまして、もし取締役会の決議を経ないまま借り入れたということであるならばこれに該当するかと存じます。

○塚田 委員 それでは、これは個人でやつたのじやないんだ、取締役会の決議を経ておるんだといふ場合あるいは総会の決定を経ておるんだという場合、新法に言ういわゆる「多額ノ借財」を取締役会が承認するということについてはできないことになつておるのじやないですか、どうですか。

外銀ですから、邦銀を入れますと先ほど答弁がありましたとおり百五十億近いのですよ。こういう膨大な借金をすることは少なくとも新法ではできることになつておるよう読み取つておりますが、どうですか。

○元木 説明員 今回の改正法律案におきましては取締役会の決議を経なければ「多額ノ借財」はできないということになつておりますので、もし取締役会の決議を経てなければ背任の疑いがあるということですか、あるいは特別背任ですか。

○塚田 委員 そうするとこれは取締役会の決議を経てなければ背任の疑いがあるということですか、あるいは特別背任ですか。

○元木 説明員 そのことで直ちに背任等々の問題、これはまだその他の要件がいろいろ絡んでく

ると思いますので直ちにお答えはできないわけですが、あくまで仮定でございますが、もし簿外といふことになります。それならまた二百六十

五条の問題でございますけれども、これはちょっと御指摘の事実がなかつたわけでござりますけれども、あくまで仮定でございますが、もしこの貸し付けが取締役会の承認を得ないで行われている

とでございます。それならなお二百六十条の二項

の規定でございますけれども、現行法では二百六十条は一項しかございませんけれども、ただいまそこで、いま民事局の方でいろいろと答弁があります。きょうは時間がありませんから質問をこの柄があるかないか、それを見きわめるための作業はしておりますということあります。

○塚田 委員 さて、警察庁来ておりますか。それは、こういう状態の中で残念ながら御当人が行方不明でございます。大体二ヵ月も行方不明といふことはちょっと、外国へ飛んでおるのかあるいは地下へもぐつておるのかわかりませんけれども、それなりに動いておるのでしよう。どうですから、私の手元に入った資料によりますと、これは決して大蔵省じやないですから、ほかの方から入っていますから局長安心してください。

○塚田 委員 それでは、絶対出さないというので

等も出ておるような状況の中で警察庁としてはこの問題捜査機関としておるのかどうか、これをひととつ答弁願いたいと思います。

○漆間 説明員 この問題につきましては道議会におきましても同様な御質問がございまして、その際に道警の方で答弁いたしておりますが、その答弁ぶりは関心を持つて事態の推移を見守る、こういうように言っておるわけでございまして、決して拱手傍観をするわけではありません。

○塚田 委員 私は北海道議会でどうしたこうしたということを聞いておるのじやないです。これが全国的な問題で、しかも余り言いたくないことは地元の大きな銀行では、黒川木徳それから加藤某、そして岩沢と金がぐるぐる回つていると

いうことはもうこれは周知の事実になつております。そういう中で関心を持つて見守つておるということになれば、これは拱手傍観と変わらないじゃないですか、どうですか。

○漆間 説明員 警察は犯罪捜査機関でありますので捜査するかどうかということについてはなかなか申し上げにくく立場であります。立場を踏まえた上でなおかつ関心を持つておるということを言っておるわけでありますから、その辺のところはおくみ取りいただきたいと思います。

○塚田 委員 警察は捜査機関である、私は捜査という警察行為をいまやるべきだと言っておるのじやないのです。これはもちろんちよつといま答えた取締役につきましては民事上の責任は生じると

いふべきではないといふことになつておるわけですが、あくまで仮定でございますが、もし簿外といふことになります。それならまた二百六十

五条の問題でございますけれども、これはちょっと御指摘の事実がなかつたわけでござりますけれども、あくまで仮定でございますが、もしこの貸

○塚田 委員 ただいまの答弁、私としては捜査の対象になるかどうかを目標にしながら少なくともそれなりの内部調査をやつておると受け取りたいと思うのです。それなりの、最近はやりの言葉なんですが、そう受け取つていいのですか。

○漆間 説明員 この問題に關しましては先ほども御質問の中にもありましたが関連する企業等の従業員を含めますといろいろ多数の方々がこの問題の推移にかかわつてゐるわけであります。そういう状況を踏まえて、警察としては捜査機関としての立場からこの問題にアプローチをしておるわけでありますから、そのアプローチの仕方というのをおのずからそれなりの仕方があるわけであります。

○塚田 委員 それなり問答になつてしましましたが、大体意味するところはわかりました。私は、もう相当時間がたつておりますからいざれ早い機会に何らかの国民があるいは道民がわかるような結果をひとつ出してもらいたい、このように希望をいたします。

さて、銀行局でございますが、先ほどから外銀に対してもレターを出した。それでそのレターの内容なんですが、これは出していただけますか。邦文じゃなくて原文で出していただけますか。

○米里 政府委員 個別の銀行がプライベートに出したものでございますので、私どもから資料として提出することは御容赦願いたいと思います。

○塚田 委員 それでは、絶対出さないというので

は、われわれの任務は捜査だ。捜査だから、それを背景にしてあるいはその本来的な要務を秘めながら、重大な関心を持つて見守つておるのじやないのです。これはもちろんちよつといま答えた取締役につきましては民事上の責任は生じると

いふべきではないですね。しかし現実はそうです。そ

と、要するにこの問題に関しても捜査すべき事

柄があるかないか、それを見きわめるための作業

が、これは同グループの「債務にわれわれが積極

的に関与することにより、少なくとも損害を受けないようこれから最大限の努力をします」その点は受け合う、こうなっているのです。それから、ユナイテッドに出した請書によりますと、これまでもつと念が入つておるので、「もし貴行に質入されている担保としての証券の価格が下落した場合には受け合う」というのですね。だから、担保力が下がった場合にはその分は受け合います、こう言つておられるのですよ。どうですか、局長、これでも争わなければならぬあいまいな事項であるかどうかということなんですね。少なくともこの三行については争わぬで、外銀の求めておるいわゆる保証をきちっとしなければならぬ。そうでないところは大変なところに発展するというふうに私は考えますが、どうですか。

○米里政府委員 御指摘がございましたように、この文面を見ましても、かなりこの内容が異例のものであるということは申し上げられようかと思います。ただ、それが東海銀行の保証責任とどういう関係になるかということにつきましては、やはり当事者間で現在話し合いを続けておりますので、両者間で解決すべき問題だと考えております。

○塚田委員 この問題ばかりやつていたんじょうう時間がございませんから、いずれにせよこういう不祥事が起きまして、東海銀行につきましても、銀行局は、恐らく内部にいろいろな問題があつたのかもしれませんけれども、この問題について少なくとも裁判をつけるという情勢を迎えないでやるようひつと指導を強化する必要があると思うのです。その点局長の決意ある答弁をいたたくと同時に、大臣は恐らくこういうことがあります。お聞きのとおりのよな事態で国際的な信頼関係の問題になつておりますので、この問題を受けて、いまちょうど銀行法が審議されておるさなかのこととござりますので、大臣としての決意もあわせていただきたいと思います。

○米里政府委員 先ほども申し上げましたよう

に、邦銀と外銀の間でしこりが残るというようなことはまことに不適当なことであらうかと思いまして、当事者間で十分話し合いでつて円満に解決がなされるよう、あるいはまた今後かかる行為といふものについて厳に自粛するよう私どもとしても十分指導してまいりたいと思います。

○渡辺国務大臣 私は法律家ではありませんから法律の委細はわかりませんが、あなたが読んだように、この請書か保証書か何か知らぬけれども、

しかしながら、道義的な責任は明らかでしよう。

したがつて、こういうようなものを出しておく以上はそれ相応の道義的な責任を感じるのはあたりまえのことだと私は思つております。法律の決着

といふばかりが能ぢやないですから、両方で話し合いでしているということをございますので、話

し合によつて国際的な信頼をなくさぬよう、銀行の信用もなくさぬようやつてもらいたい

と思ひます。

○塚田委員 大臣、あなたいま容易ならぬことを言いましたね。

一体この問題についてそういう答弁で、しかも大蔵大臣がそういう言葉を使うという

ことについて、あなたは適當だと思ひますか。

○渡辺国務大臣 少しわかりやすく言ったので、

適当でないと思ひますから、取り消します。取り

消します。

この文書を読んでみると、文面だからあつさ

り見れば確かに保証されたよな気になるという

意味のことを私は言つたわけです。したがつて、

そういうものを出しておく以上は、法律的な専門

的な意味はよくわからぬけれども、道義的責任は

あるでしよう。したがつて、これは法律だけでた

だ争えたいといふのじやなくて、こういうも

のを出しておく以上、やはり誠意を持って話し合

われるでありますけれども、まだ具

体的でどういう問題をお取り上げになり、どうい

う問題を御検討になるかといふことを私どもも承

知していない段階でござりますので、こういつた

動きに対しまして大蔵省としてどういうふうに考

は既定方針どおり確実に実施するということでお

の適切な指導を期待しながら、しかも場合によつては郵政省、重大な電波を握つておるところですからね。しかも電波が外銀が絡んでおるというふうになります。

それから非課税貯蓄の限度額そのものの議論でございますると、これもたびたび国会で大蔵省の考え方を申し上げているわけでござりますけれども、現在の貯蓄の動向等を考えました場合に、マ

ル優そから特別マル優、郵便貯金も含めまし

て、現在の非課税貯蓄の限度額の水準は適当な水

準にあるというふうに考えておりまして、この考

え方については今後も私どもの考え方は変わら

ないというわけでございます。

○塚田委員 梅澤さん、新聞ではいま言つた限

額の問題とグリーンカードの問題とあわせて出て

いますね。新聞ではですよ。だけれども、私は、

グリーンカードの問題と、つまり総合課税のため

の手段としてがつちりと把握するというためにグ

リーンカードをやることと、それから限度額を下

げるとか上げるとかということとは全然次元の違

う問題だ、こう考えておるのですよ。だから、グ

リーンカードについてはもう法律で決定して、い

つから実施ということが決まっておるのですか

ら、これは決定どおりやるんですか、その決意が

ありますかと聞いておるので。だから、むしろ

そういう限度額の上げ下げで取引しないで、やは

りはつきりとグリーンカードについては実施をし

ますと私は答えてもらいたい。ずいぶんいろんな

問題を乗り越えてできた法律ですから、まだ実施

されない前に云々する、しかも政府・与党の方か

らいろいろと論議が出てくるということは私心外

なんですよ。それで、梅澤さん、もう一遍その点

についての御答弁を願いたいと思います。

○梅澤政府委員 先ほども申し上げましたよう

に、総理大臣並びに大蔵大臣の今国会における御

答弁を引用させていただきたいわけでござります

けれども、大蔵省といたしまして、五十五年度の所

得税法改正に基づきまして五十九年一月一日から

実施されますグリーンカード制度につきまし

ざいます。

○塚田委員 それじゃ次に移ります。

ちょっと労働金庫の問題、これは関連した中小金融機関の関係ですけれども、実は労働金庫については今度ずいぶん改正されまして、私は、全体的な方向としては非常にいい方向に改正された、このように考えております。しかし、実際しさに検討してみますと、せっかくこの法律が改正されたその趣旨が生かされない幾つかの細かい問題がございます。もう時間もございませんからそれらの問題を少し一括して質問をいたしますので、御答弁をいただきたいと思うのです。

まず第一は、共済組合の労金への加入問題でございます。労金に加入資格はあっても、加入するためには出資をしなければならないことになつております。端的に言いますと、この出資は、少なくとも業務経理からいいますと、相手方、共済組合の方にその出資を受け入れる場所がないわけです。はつきり言いますと、共済組合の出資に関する部分の短期経理の勘定科目の中で出資金という科目はないわけです。加入金はあります。ありますけれども、出資金はないために出資を受け入れるわけにいかない。したがってせっかく資格はありますけれども加入することができないという一つの問題があります。これを一休どう解決するかということがまず第一点でございます。

第二点は、店舗でございますが、労働金庫といふのは、通常の金融機関と違いまして、まさに庶民、消費者向けの金庫でございますので、業務を主とするものでもなければ、また利益を追求するものでもないという意味において、支店の設置については他の銀行と横並びで規制するということではなくて、もっと自由にやるべきではないかということです。

それから第三は員外の貸し付けでございます。これも確かに員外貸し付けが今度できるようになりました。しかしこれは政令で相当制約があるのでもないという意味において、支店の設置についてもたとえば労働組合なんかでは主婦会などとい

うそういう会をつくつてあるところもございまます。そういうところへの員外の貸し付けあるいは労働組合が一つのマンションに入つております。いまマンション修繕などといつても相当金がかかるのです。だから十人共同でやる場合に二人が金がない場合にはこれはできないわけです。そういう場合に、この二人に対しても他の八人が何らかの保証をすることによってマンションの修繕ができるようだ、そのためには、信用金庫に許されておる員外貸し付けのほかに、もっと広く労金の場合は認めなければならないのではないか、こう考えているのです。

大変口早に三項目言いましたが、これらについて簡単でいいですから、恐らく今後検討の課題だと思いますが、どういう態度でその課題に取り組むか、御答弁を願いたいと思います。

○矢崎(新)政府委員 まず第一点の共済組合の關係の御質問にお答えを申したいと思います。

御指摘のごとく、労働金庫法の規定によりますと、國家公務員の共済組合連合会、

これは労金に出资することによりまして会員となる資格が認められる仕組みにはなつておるわけではありません。ただ、一方、国家公務員共済組合法によりますと、この資金運用の基本的な考え方といたしまして、安全かつ効率的な運用ということを基本原則に掲げているわけでございます。こういったような観点から、共済組合法に基づきます。

資金運用の対象といたしましては、共済組合の保

金が余裕金としての性格を持っているというこ

とあるいは資金の流动性を確保しなければいけないといったようなこと、そういうところの事情を総合的に勘案いたしまして、資金の運用の

対象といたしましては、金融機関への預金等のほ

か有価証券といふものに限定をしていくということです。

それから三番目の御質問の員外貸し付けでござりますが、政令でどういうものを予定している

かということはまだこれから問題ではございま

すが、まず、政令で総括いたしまして労金の資

金貸し付けの総額の百分の二十以内とするという

うそういう会をつくつてあるところもございまます。そういうところへの員外の貸し付けあるいは労働組合が一つのマンションに入つております。いまマンション修繕などといつても相当金がかかるのです。だから十人共同でやる場合に二人が金がない場合にはこれはできないわけです。そういう場合には、この二人に対しても他の八人が何らかの保証をすることによってマンションの修繕ができるようだ、そのためには、信用金庫に許されておる員外貸し付けのほかに、もっと広く労金の場合は認めなければならないのではないか、こう考えているのです。

大変口早に三項目言いましたが、これらについて簡単でいいですから、恐らく今後検討の課題だと思いますが、どういう態度でその課題に取り組むか、御答弁を願いたいと思います。

○矢崎(新)政府委員 まず第一点の共済組合の關係の御質問にお答えを申したいと思います。

御指摘のごとく、労働金庫法の規定によりますと、國家公務員の共済組合連合会、

これは労金に出资することによりまして会員となる資格が認められる仕組みにはなつておるわけではありません。ただ、一方、国家公務員共済組合法によりますと、この資金運用の基本的な考え方といたしまして、安全かつ効率的な運用ということを基本原則に掲げているわけでございます。こういったような観点から、共済組合法に基づきます。

資金運用の対象といたしましては、共済組合の保

金が余裕金としての性格を持っていること

とあるいは資金の流动性を確保しなければいけないといったようなこと、そういうところの事情を総合的に勘案いたしまして、資金の運用の

対象といたしましては、金融機関への預金等のほ

か有価証券といふものに限定をしていくということです。

それから三番目の御質問の員外貸し付けでござりますが、政令でどういうものを予定している

かということはまだこれから問題ではございま

すが、まず、政令で総括いたしまして労金の資

金貸し付けの総額の百分の二十以内とするという

資格を取得いたしますと、労金法の仕組みからいますと、労金からの資金の貸し付けなりあるいは手形割引等の会員としての恩恵を受けられる、こういう仕組みになっておるわけでござりますけれども、一方、國家公務員共済組合の場合は、財政の健全性を維持するという観点から、原則として第三者からの借入金が禁止をされておるという事実がございます。こういったことから見まして、労金法によりまして國家公務員共済組合が金庫の会員になれる道が開かれてはいるわけでござりますけれども、共済組合といたしましては、現在会員となることの必要性なりメリットという点についてそういうものが乏しいというふうに考えておりまして、資金運用の対象としては認めていないということです。

今後の考え方はどうかという点につきましては、やはり先ほども申し上げましたように、安全かつ効率的な運用を確保するという基本原則に照らしまして、今後とも慎重に判断をしていきたいというふうに考えております。

○米里政府委員 御質問の二番目の店舗でございますが、御指摘のよう労働金庫の店舗といふのは中小企業金融専門機関である信用金庫あるいは信用組合と若干性格を異にするという面もございますが、御指摘のよう労働金庫の店舗といふのはやはり長期の預かりといふことにならなければなりません。それはやはり長期の預かりといふことにはやはり定期預金を超えておるわけです。これを効率的に運用するために預かっている金もすでにもう百三十億を超えておりまして、まだ共済組合しておられます。そこで第三者からの借入金もすでにもう百三十億を超えておるわけです。これは効率的に運用するためにはやはり定期預金を確実に確保するといふことにはやはり定期預金を確実に確保するといふことはできないわけなんです、短期でやつたんでは。そういう面からいつでも慎重に判断をしていきたいというふうに考えております。

○矢崎(新)政府委員 労働金庫に対する出資と申しますのは、御承知のとおりいわゆる会員たる資本は、確かに資本的でありますからね。この点再度御質問をいたして終わりたいと思います。

かく加入の資格はもらつたけれどもできないといふふうなことがありますからね。この点再度御質問をいたして終わりたいと思います。

○矢崎(新)政府委員 労働金庫に対する出資と申しますのは、御承知のとおりいわゆる会員たる資本をそでで発生させるという性格のものでございまして、仮に出資証券のような形がとられる場合でございましてもそれが流動性のあるといふふうなものではございません。そういうふうなことをございまして、共済組合の資金運用の基本的な考え方方に立って考えた場合に、果たして適当かどうかという点はやはりいろいろ検討を要する問題があるわけございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、共済組合の資金運用の基本原則

縛りをかけたい。これは本来の性格を著しく逸脱しないようにという観点からの措置でございます。あと内容をどうするかというのはこれから検討マターでございますが、少なくとも協同組織の員外貸し付けというものは例外措置であります。あと内容をどうするかというのはこれから検討マターでございますが、少なくとも協同組織の員外貸し付けといふものは例外措置であります。あと内容をどうするかというのはこれから検討マターでございますが、少なくとも協同組織の員外貸し付けといふものは例外措置であります。今後労金協会とも十分協議しながら具体的に決めてまいりたいと考えております。

例の共済組合の関係なんですが、労働金庫は確かに以前は若干の不安定性はあったと思うのです、率直に言つて。しかし、もう今日に至ってはきちっと安定しておりますし、また共済組合はやはり先ほども申し上げましたように、安全かつ効率的な運用を確保するという基本原則に照らしまして、今後とも慎重に判断をしていきたいというふうに考えております。

○塚田委員 もう一つだけ再質問をちょうます。今後労金協会とも十分協議しながら具体的に決めてまいりたいと考えております。

例の共済組合の関係なんですが、労働金庫は確かに以前は若干の不安定性はあったと思うのです、率直に言つて。しかし、もう今日に至ってはきちっと安定しておりますし、また共済組合はやはり先ほども申し上げましたように、安全かつ効率的な運用を確保するという基本原則に照らしまして、今後とも慎重に判断をしていきたいというふうに考えております。

○矢崎(新)政府委員 労働金庫に対する出資と申しますのは、御承知のとおりいわゆる会員たる資本は、確かに資本的でありますからね。この点再度御質問をいたして終わりたいと思います。

かく加入の資格はもらつたけれどもできないといふふうなことがありますからね。この点再度御質問をいたして終わりたいと思います。

○矢崎(新)政府委員 労働金庫に対する出資と申しますのは、御承知のとおりいわゆる会員たる資本をそでで発生させるという性格のものでございまして、仮に出資証券のような形がとられる場合でございましてもそれが流動性のあるといふふうなものではございません。そういうふうなことをございまして、共済組合の資金運用の基本的な考え方方に立って考えた場合に、果たして適当かどうかという点はやはりいろいろ検討を要する問題があるわけございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、共済組合の資金運用の基本原則

縛りをかけたい。これは本来の性格を著しく逸脱しないようにという観点からの措置でございます。あと内容をどうするかというのはこれから検討マターでございますが、少なくとも協同組織の員外貸し付けといふものは例外措置であります。あと内容をどうするかというのはこれから検討マターでございますが、少なくとも協同組織の員外貸し付けといふものは例外措置であります。今後労金協会とも十分協議しながら具体的に決めてまいりたいと考えております。

例の共済組合の関係なんですが、労働金庫は確かに以前は若干の不安定性はあったと思うのです、率直に言つて。しかし、もう今日に至ってはきちっと安定しておりますし、また共済組合はやはり先ほども申し上げましたように、安全かつ効率的な運用を確保するという基本原則に照らしまして、今後とも慎重に判断をしていきたいというふうに考えております。

○塚田委員 終わります。

○綿貫委員長 村山喜一君。
○村山(喜)委員 私は、今回提案をされました四法案について、総括的な意味から金融制度のあり方の問題について、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

いま日本銀行の監理官はどなたですか。

○米里政府委員 銀行局長ということになつております。

○村山(喜)委員 私は、日銀法を見ておりましたら、これは大臣御承知のように、戦時中にできた法律がかたかな法律として今日になお依然として現存をしているわけですね。その中で、四十五条ですが、「主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム」となつてある。だからあなたが任命をしたはずなんだけれども、どうもわれわれ国会の方に配られております官公庁名簿、の中には日本銀行監理官というのは出ていないですね。専先の方は監理官というのがちゃんと出ているのです。それで私は、これは大蔵省設置法に基づいて銀行局長が兼務だということを調べてわかったのです。大臣もそれを忘れているかもしれません。専先の方は監理官というのがちゃんと出ているのです。それで私は、これは大蔵省設置法に基づいて銀行局長が兼務だということを正等の四法案が出てきましたにすぎない。こういふことになつてまいりますと、一体日銀法の改正等の問題は、もういまの内閣のもとではあります。自民党の内閣のもとでは将来にわたって検討もしないし、改正の手続もしないし、そういうようなのはお蔵入りだよ。そして政府系の金融機関の大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。

○渡辺國務大臣 確かに、日本銀行法は昭和十七年につくった法律でございますから、大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。長い間皆さんが行政実例の上に積み重ねをして一つの指向性というものを行政当局として持つておるよう、金融当局というのも市場に対するいろいろな経験数値の上に一つの指向性といふものを出しておるという意味においては、その方がすぐれている制度運用のあり方だと考へているわけです。

ところが、われわれが今度の銀行法の改正をめぐりまして思い起しますと、第一次石油ショックがありました、狂乱物価が生まれ、そして過剰流動性が発生をし、おまけに銀行等が商社に対する偏重した金融をやって、しかも商社は品物を隠して値段をつり上げているというような状況の中から、一体この問題をどうするかということで大

変論議になりました。単に銀行法の五十年來の装

いを新たにして近代的な法体系に改めるというだけのものではなかった、そういうことから、その方の問題について、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○村山(喜)委員 銀行局長ということになつております。

○村山(喜)委員 私は、日銀法を見ておりましたら、これは大臣御承知のように、戦時中にできた法律がかたかな法律として今日になお依然として現存をしているわけですね。その中で、四十五条ですが、「主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム」となつてある。だからあなたが任命をしたはずなんだけれども、どうもわれわれ国会の方に配られております官公庁名簿、の中には日本銀行監理官というのは出ていないですね。専先の方は監理官というのがちゃんと出ているのです。それで私は、これは大蔵省設置法に基づいて銀行局長が兼務だということを正等の四法案が出てきましたにすぎない。こういふことになつてまいりますと、一体日銀法の改正等の問題は、もういまの内閣のもとではあります。自民党の内閣のもとでは将来にわたって検討もしないし、改正の手続もしないし、そういうようなのはお蔵入りだよ。そして政府系の金融機関の大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。

○渡辺國務大臣 確かに、日本銀行法は昭和十七年につくった法律でございますから、大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。長い間皆さんが行政実例の上に積み重ねをして一つの指向性というものを行政当局として持つておるよう、金融当局というのも市場に対するいろいろな経験数値の上に一つの指向性といふものを出しておるという意味においては、その方がすぐれている制度運用のあり方だと考へているわけです。

○綿貫委員長 村山喜一君。
○村山(喜)委員 私は、今回提案をされました四法案について、総括的な意味から金融制度のあり方の問題について、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○米里政府委員 銀行局長ということになつております。

○村山(喜)委員 私は、日銀法を見ておりましたら、これは大臣御承知のように、戦時中にできた法律がかたかな法律として今日になお依然として現存をしているわけですね。その中で、四十五条ですが、「主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム」となつてある。だからあなたが任命をしたはずなんだけれども、どうもわれわれ国会の方に配られております官公庁名簿、の中には日本銀行監理官というのは出ていないですね。専先の方は監理官というのがちゃんと出ているのです。それで私は、これは大蔵省設置法に基づいて銀行局長が兼務だということを正等の四法案が出てきましたにすぎない。こういふことになつてまいりますと、一体日銀法の改正等の問題は、もういまの内閣のもとではあります。自民党の内閣のもとでは将来にわたって検討もしないし、改正の手続もしないし、そういうようなのはお蔵入りだよ。そして政府系の金融機関の大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。

○渡辺國務大臣 確かに、日本銀行法は昭和十七年につくった法律でございますから、大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。長い間皆さんが行政実例の上に積み重ねをして一つの指向性といふものを出しておるという意味においては、その方がすぐれている制度運用のあり方だと考へているわけです。

ところが、われわれが今度の銀行法の改正をめぐりまして思い起しますと、第一次石油ショックがありました、狂乱物価が生まれ、そして過剰流動性が発生をし、おまけに銀行等が商社に対する偏重した金融をやって、しかも商社は品物を隠して値段をつり上げているというような状況の中から、一体この問題をどうするかということで大

円にしようといふ話をしているところであつて、いろいろ問題があるう。この前は日本銀行の改正をやろうというときに審議会に諮つてやつたのであるは政府系の金融機関のあり方の問題まで含めてしまつて、幅広い論議が行われておつたことは大臣も御承知のとおりでございます。そこで、各党の金融政策というのを当時それぞれ聞いておりますと、幅広い論議が行われて、そしてこの際戦時中にできた日銀法の改正や、あるいは今日輸銀や開銀等に見られるような各種の政府系金融機関のあり方の問題まで含めて、ひとつあるべき姿というのを出していかかといふ論議がなされておりました。

ところが、今回出されてまいりましたのは、銀行法の改正あるいは専門金融機関のグレードの格上げというようなものを中心にして証券業法の改正等の四法案が出てきましたにすぎない。こういふことになつてまいりますと、一体日銀法の改正等の問題は、もういまの内閣のもとではあります。自民党の内閣のもとでは将来にわたって検討もしないし、改正の手続もしないし、そういうようなのはお蔵入りだよ。そして政府系の金融機関の大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。

○綿貫委員長 村山喜一君。
○村山(喜)委員 私は、今回提案をされました四法案について、総括的な意味から金融制度のあり方の問題について、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○米里政府委員 銀行局長ということになつております。

○村山(喜)委員 私は、日銀法を見ておりましたら、これは大臣御承知のように、戦時中にできた法律がかたかな法律として今日になお依然として現存をしているわけですね。その中で、四十五条ですが、「主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム」となつてある。だからあなたが任命をしたはずなんだけれども、どうもわれわれ国会の方に配られております官公庁名簿、の中には日本銀行監理官というのは出ていないですね。専先の方は監理官というのがちゃんと出ているのです。それで私は、これは大蔵省設置法に基づいて銀行局長が兼務だということを正等の四法案が出てきましたにすぎない。こういふことになつてまいりますと、一体日銀法の改正等の問題は、もういまの内閣のもとではあります。自民党の内閣のもとでは将来にわたって検討もしないし、改正の手続もしないし、そういうようなのはお蔵入りだよ。そして政府系の金融機関の大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。

○渡辺國務大臣 確かに、日本銀行法は昭和十七年につくった法律でございますから、大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。長い間皆さんが行政実例の上に積み重ねをして一つの指向性といふものを出しておるという意味においては、その方がすぐれている制度運用のあり方だと考へているわけです。

○綿貫委員長 村山喜一君。
○村山(喜)委員 私は、今回提案をされました四法案について、総括的な意味から金融制度のあり方の問題について、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○米里政府委員 銀行局長ということになつております。

○村山(喜)委員 私は、日銀法を見ておりましたら、これは大臣御承知のように、戦時中にできた法律がかたかな法律として今日になお依然として現存をしているわけですね。その中で、四十五条ですが、「主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム」となつてある。だからあなたが任命をしたはずなんだけれども、どうもわれわれ国会の方に配られております官公庁名簿、の中には日本銀行監理官というのは出ていないですね。専先の方は監理官というのがちゃんと出ているのです。それで私は、これは大蔵省設置法に基づいて銀行局長が兼務だということを正等の四法案が出てきましたにすぎない。こういふことになつてまいりますと、一体日銀法の改正等の問題は、もういまの内閣のもとではあります。自民党の内閣のもとでは将来にわたって検討もしないし、改正の手続もしないし、そういうようなのはお蔵入りだよ。そして政府系の金融機関の大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。

○綿貫委員長 村山喜一君。
○村山(喜)委員 私は、今回提案をされました四法案について、総括的な意味から金融制度のあり方の問題について、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○米里政府委員 銀行局長ということになつております。

○村山(喜)委員 私は、日銀法を見ておりましたら、これは大臣御承知のように、戦時中にできた法律がかたかな法律として今日になお依然として現存をしているわけですね。その中で、四十五条ですが、「主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム」となつてある。だからあなたが任命をしたはずなんだけれども、どうもわれわれ国会の方に配られております官公庁名簿、の中には日本銀行監理官というのは出ていないですね。専先の方は監理官というのがちゃんと出ているのです。それで私は、これは大蔵省設置法に基づいて銀行局長が兼務だということを正等の四法案が出てきましたにすぎない。こういふことになつてまいりますと、一体日銀法の改正等の問題は、もういまの内閣のもとではあります。自民党の内閣のもとでは将来にわたって検討もしないし、改正の手続もしないし、そういうようなのはお蔵入りだよ。そして政府系の金融機関の大蔵大臣の所見をお伺いをしておきたいと思う。

姿でしょうか。この問題についてはどういうふうにとらえておいでになるんですか。

○渡辺国務大臣 アメリカの高金利問題について
は、ヨーロッパ特にドイツなどでも數ヵ月前には
余り好感を持っておらなかつた。下げてもらいたいま
いと、いう空気が強かつたことは事実でございま

る態度をお持ちのようだけれども、こういうような高利政策をアメリカはどうしているのです。何か新聞によりますと、この十四日の日には十カ国との藏相代理の会議がパリで行われるというような話も出ているようですが、それは事実ですか。

も申し上げられません。
○村山(豊)委員 大臣が知らないのだから、代理の会議はないのだろうと思います。

ます。今回は一%ということであつて、極端など
いうよりもとつてはおりません。いまレーガン
大統領が国会に対し歳出カットと減税法案を
かけております。歳出カットは大体うまくいくと
いうように当局者は見ております。減税の問題に
ついてはインフレになるという反対論が下院の民
主党を中心になら根強くございます。そこで、
この法案を通すためには、企業減税部分について
は各党とも大体話が煮詰まつておる。所得税減税
については反対が強い。結局は、インフレという
問題でそういう反対論の根拠を与えるようなこと
になつたのでは法案が通らないといふことも考慮
に入れて、やはり通貨の面からインフレ抑制に短
期的に見て力を入れたというように私は解釈をい
たしております。

の国債の応募者利回りは〇・三五九%ですか、下
げたのですね。発行条件が下がり、そして新発債
が売れにくい状況が出てきている中で、いわゆる
指標銘柄であります六・一国債が九・八五%。
よう日の日経新聞を見てみると、きのうの債券相
場のところにはそういうふうに出ている。そういう
中で、四月は二千七百億円の国債を証券関係が
売ったわけですが、五月は八百億円も売れないだ
ろうというふうに言つているようです。理財局長
はおいでにならないようだが、国債消化について
は、大臣、あなたはいまアメリカの政策に対しても
非常に理解ある態度をお持ちでありますけれど
も、国内のそういうような国債の問題等について
て、あるいは長期金利の改定をやって、これから
安定した経済運営をやっていく上においては支障

なかなかそういう気がしてなりません。そういう立場から問題をお聞きしてまいりたいと考るわけですが、金融市場の現局面を大体はどういうふうに理解し、また銀行局はどういうふうにとらえているのかということについてお尋ねをしてみたいと思います。

日本の経済もこれからじわじわとスタグフレーションが浸透してくるであろうという予測は、経済企画庁あたりでもしているようでござりますし、これは、今日のstagflationの状況の中で見てまいりますと、世界的な金融の危機の時代という問題がわれわれの目の前に出てきている

のじやないかと思うのであります。片一方、国内にありましては、大企業の場合には力をつけてまいりましたから、現先市場等において企業の自己金融の力が出てきた。片一方、財政面においては、財政赤字で今後もやはり国債の発行をしなければならないという時代。その反面、したがって公社債市場というものは拡大をしていく。また、いままでは、銀行に集まつた金が、高度成長の時代には家計部門から銀行というパイプを通じて産業分野、企業の方に流れしていく、そういう循環をとっていたものが、このごろは、個人の金融といいますか、パーソナルファイナンスという問題が非常に大きくなっている。したがいまして、従来のように企業金融を重視した、それを柱にした金融政策だけでは問題の対処ができない時代に入ってきているということを考えてみますと、非常に問題が大きくなっているのじやないか。したがいまして、金融の一元化論という問題についても疑問が出てきている点はそこにあると言わなければなりません。同時に、国際的に見てまいりますと金融の国際化時代という問題が出てきている。そういう状況の中で新しい外國為替法の制定が昨年なされた。そういう状況の中で、今度提案をされました金融四法がこれから八〇年代の金融を担つていくものとして、これは業法でございますから組織法の上から見て果たしてそれに対応することができるであろうか。そのビヘービアと業法との調整がうまくいくのであろうかということを考えなければならない問題を含んでいるのじやないだろうかと思うのでございます。これでやつていけるんだ、こういうことで提案をされているのだと思うのですが、大丈夫でしょうか。

○渡辺国務大臣 先ほどから銀行法の改正を必要とした現在の金融財政事情等の背景及び構造の変化等については何度も申し上げておりますから、先生ののような専門家にここで重ねて申し上げるることは差し控えます。

な展望で見ないと判断はできないだろうと思いま
す。いずれにいたしましても、鈴木総理がアメリカ
に行つて日米友好関係を推進しようというやさ
きにがつんとやるようななかつこうというのは、野
党の私たちが見ましても、余りにもばかにし過ぎ
ているようなアメリカの政策みたいに思われてな
りません。ましてやそれが国内の金融政策の上に
大きな影響が今後出てくることが明らかになつて

のじやないかと思うのであります。片一方、国内にありましては、大企業の場合には力をつけてまいりましたから、現先市場等において企業の自己金融の力が出てきた。片一方、財政面においては、財政赤字で今後もやはり国債の発行をしなければならないという時代。その反面、したがって公社債市場というものは拡大をしていく。また、いままでは、銀行に集まつた金が、高度成長の時代には家計部門から銀行というパイプを通じて産業分野、企業の方に流れしていく、そういう循環をとつていたものが、このごろは、個人の金融といいますか、ペーソナルファイナンスという問題が非常に大きくなウエートを占めてくる。したがいまして、従来のように企業金融を重視した、それを柱にした金融政策だけでは問題の対処ができるない時代に入つてきているということを考えてみて、非常に問題が大きくなつてきているのじやないか。したがいまして、金融の一元化論という問題についても疑問が出てきている点はそこにあると言わなければなりません。同時に、国際的に見てもまいりますと金融の国際化時代という問題が出てきている。そういう状況の中で新しい国際規制法の制定が昨年なされた。そういう状況の中で、今度提案をされました金融四法がこれからのは〇年代の金融を担つていくものとして、これは業法でございますから組織法の上から見て果たしてそれに対応することができるであろうか。その点へービアと業法との調整がうまくいくのであろうかということを考えなければならぬ問題を含んでいるのじやないだろかと思うのでございまます。これでやつていいけるんだ、こういうことで提案をされているのだと思うのですが、大丈夫でし

通過を最優先にしているというがアメリカの姿勢當局者の考え方だ、かように私は理解をいたしました。直ちにこれをちつて抗議することもものでもございませんので、それに相応してお応じしていく必要がある、かように考えております。○村山(喜)委員 大臣、大変アメリカに理解の

クレームをつけるというわけにもいかない。確かにその影響が世界じゅうみんなあるわけです。それは事実でございます。

日本の経済もこれからじわじわとスタグフレーションが浸透していくであろうという予測は、経済企画庁あたりでもしているようでござりますし、これは、今日のstagflationの状況の中で見てまいりますと、世界的な金融の危機の時代という問題がわれわれの目の前に出てきている

○渡辺國務大臣 先ほどから銀行法の改正を必要とした現在の金融財政事情等の背景及び構造の変化等については何度も申し上げておりますから、先生のような専門家にここで重ねて申し上げることとは差し控えます。

私は、この四法ですべていいというふうに考え

ておるわけではございません。現在のそういういろいろな国際的、国内的な構造の変革に対応するためにはどうしても直さなければならぬというようなものを今回の銀行法の改正として直したわけであって、十年、二十年そのままでいいというわけにはあるとはいかなかもわからない。先ほども塚田委員の話があつたように、ある時期が来れば見直しをするということも必要だと思います。いずれにいたしましても、変転きわまりない国際情勢に対して一步先を見て改正はしておりますが、さらに予測しがたい問題が起きて世界の流れが大きく変わるというようなときは、それに対応できるよう対処をしていかなければなるまい、さように考えております。

○村山(喜)委員 そこで、今日まで大蔵省がとつてまいりました金融行政のあり方の問題について、自己反省があるのかないのかということまで含めてちょっとお尋ねしてみたいと思うのです。

大蔵省は、金融の組織論から考えまして、民間の金融機関と政府の金融機関がある。その民間の

金融機関には普通銀行があり専門金融機関がある、その普通銀行と専門金融機関との間にいわゆる長短の金融の分離論といふものを一つの柱にして、そして普通銀行の場合には商業銀行的な性格を、流動性のあるものとして位置づけながら、長期金利は長信銀あるいは信託銀行に任していく、そういうような形で分類をしながら高成長期をやつてこられたわけです。高度成長の時代は、中小の専門金融機関が銀行を補完的な形で助けるというものが働いてきた。しかしながら、高度成長が終わりまして安定成長期に入つてくる、そういう中で発展をする経済に対して円滑な資金を供給する、あるいは大衆化、総合化の時代に資金を供給する、そして大企業は先ほども言いましたように自己金融力を強めていく。こういふ状況の中には、安定成長期の段階で従来の形の長短金融分離論で果たしてうまくやつていけるのだろうかというふうを考えますとき、これはやはりある程度の修正を必要とするの

じやないだらうか、あるいは業務上のかきねの引き下げをやらなければならない問題が今日出てくるのじやないか。そうなった場合には競争の激化が生まれて中小の經營が危機に瀕するから、あるいは金融秩序が混乱をするからそういうような行政指導で今までやつてきたんだとおっしゃるけれども、しかし郵便貯金に見られるように片一方には個人預金の三〇%、六十兆円がたまつてゐる、そして都市銀行のシェアは毎年落ちていく、

国債は買わなければならぬ、シンジケート団として持たなければならぬ、持つてあると評価損が

出るし、売却をすれば売却損が出る、こういうよ

うな姿の中であれわれとしても窓口の問題を許可せよという要求が出てくる、それじゃいかぬから

と言つて、今度は証券業界の方にはC.D.やC.P.の

領域についても、おまえたちもそういう分野で仕事

事をやらせるからということで調整を図りながら提案をしてきた、こういうふうに私は見えるわけ

でございます。

たとえば、きょうの新聞にも住宅ローンの問題

が出ておりました。あるいはこの前質問に答えて

大臣が、三年の新規定期の問題については、告知

定期領金については前向きで考へるんだという発

言もされたいたよでございますが、今まで短期

資金を扱つて商業銀行的な行政指導をやってお

いでになりました。ところが、資金需要という点

から考へると、住宅ローンみたいに長期の二十

年から五十四年まで行いました審議の中では、そ

いつたバックグラウンドの変化というものをどう

えまして、その新しいバックグラウンドの中でど

ういう形で金融制度あるいは金融機関行政、金融

機関経営というものがなされれば適当であるかと

いうことについて非常に時間をかけて種々議論が

行われたわけでございます。

具体的に御指摘のございました普通銀行と長期

金融専門機関の問題も特に一つの項目として取り

上げられて、かなり長い時間をかけて議論さ

れたわけですが、結論的には今後ともに長期の専

門性を持つた金融機関は必要である、こういう結

論に達しております。

その考え方でござりますけれども、調査会の答

申で挙げております点が幾つかございますが、そ

の主要な点は、現在長期金融に対する特殊な需要

のものは従来にも増して今後も高まっていく

ことよりは、より公共性、社会性、つまり国民

経済的に必要とする分野にきめ細かく円滑に金融

が供給されるかどうかというような角度からの考

え方が強いかと思います。

そういうふうな意味合いで、今後とともに基本

的には長期信用銀行グループあるいは信託銀行と

いつたような長期資金をもっぱら担当する分野と

いうものはなお存続していいのではないか。まあ

最近ではトレンドとしていわゆる普通銀行も非常

に長期貸し出しの割合が次第にふえていく傾向に

価値観の違いなり、あるいは金融機関に対する国民のニーズの変化というものが生まれてくる。このようなものに対応していくまでと同じよう

に、

新たな分野として長期資金需要の大きな割合を占めるに至つておる。

また、長期金融機関の融資自体を見ますと、融

資期間は一層長期化するというような傾向もあ

る。非製造向けを中心としたしましての長期運転

資金の割合も非常に高まつてきておるというよう

な中におきまして、そこに専門的な知識、経験を

持つた金融機関がその専門性を十分發揮していく

ことが国民経済的な均衡のとれた発展の角

度から望ましい、こういう考え方でございま

す。

普通銀行と長期信用銀行グループとの間は、競争的な相互補完関係という言葉を使つております

が、そういう競争的な相互補完関係の中で専門

性を発揮すべきである、こういう考え方から、

基本的に専門制度といふものの役割りを今後と

もに認めていきながら、しかし、その業務の周辺

の部分においては十分相互に競争が働くような仕組みというものが最も望ましいのではないか、こ

ういう考え方でございます。

この銀行法のもとをなしました金融制度調査会

の基本的な考え方、いわゆる効率化、これ

は金融政策、金融制度、金融機関経営のそれぞれ

の効率化ということがあらうかと思ひますが、そ

ういった効率化の思想と一方、公共性あるいは社

会性、この二つの理念というものをいかに具体的

に調和させていくか、こうしたことからでき上が

つてゐるわけでございますが、むしろこの専門機

関制度というのは、どちらかというと効率化とい

うことよりは、より公共性、社会性、つまり国民

経済的に必要とする分野にきめ細かく円滑に金融

が供給されるかどうかというような角度からの考

え方が強いかと思います。

そういうふうな意味合いで、今後とともに基本

的には長期信用銀行グループあるいは信託銀行と

いつたような長期資金をもっぱら担当する分野と

いうものはなお存続していいのではないか。まあ

最近ではトレンドとしていわゆる普通銀行も非常

に長期貸し出しの割合が次第にふえていく傾向に

はございますが、全貸し出しの中依然として三分の一くらいが長期資金というくらいの水準でございますが、長期信用銀行、信託銀行になりますと総資金のうちの八割以上が長期資金に回っておるといふことで、実態もまだかなりの相違がございます。そういったような意味合いから長期、短期の分離と申しますか、分離と言うと強過ぎるかもしれません、一応専門性を存しながら、しかも競争的補完関係を続けていくといふことが今度の銀行法のバックグラウンドにある考え方であるといふうに申し上げられようかと思ひます。

○村山(喜)委員 私は、長信銀行なり信託銀行が一般の都市銀行と競争をして短資市場において勝てるとは思っていないのです。それはおっしゃる通りです。しかしながら、資金需要という面から長期的な資金の要求といふものが都市銀行、普通銀行に對しても強くなりつづある、やはりそれによりては、新たに預金者の場合に会的な要請がある。あるいはまた預金者の場合には、新種預金に求められるように、できるだけ有利な資金回転をしてもらつて金利を安定して元本、金利が保証され、そして運用利回りがうまくいくように運用してくれという預金者の要請もある、それにこたえていくためには、今までとられた商業主義が最善の金融形態だという行政指導のあり方自体が一体いかがなものであるか。大和銀行は御承知のようにこれは信託部門を兼業している、兼営銀行ですね。多角的な経営ができる、いろいろなお客のニーズにこたえることができる、証券金融としてあるいは中小企業金融となり扱いを維持するということを金融制度調査会も力が強い、そしてまた決算を見てみると非常にうまくいっている、こういうような問題が現にあります。したがいまして、信託業務は現在の取り扱いを維持するということを金融制度調査会も出しておられるわけです。しかしながら、信託銀行は別だよといふ形で分離させていった。しかし、それは金融制度調査会に付議しているわけ

はない、ましてや国会に提案をして国会の審議の結果を仰いできたわけでもない。今日まで行政指導として一貫してやられてきた大蔵省の政治の姿勢が、高度成長の時代はそれでよかつたけれども、これから安定成長の時代に入していく中で、金融機関の利ざやが縮小していく中で、大量の国債を発行しなければならない段階の中で、果たしていままでのよろな仕組みが妥当であろうかといふことに對して私は一つの懸念を持っておりますので、その点を申し上げたわけです。大臣いかがでございましょうか。

○渡辺国務大臣 部分的には御主張のような御意見もあるうかと存じます。しかし、全体から見ると各種金融機関はそれぞれの目的を持った法制の中でつくられてきておって、いろいろな利害が錯綜していることも事実でございます。中小企業は中小企業としての役割りがござりますし、長銀は長銀、短期の銀行は銀行の役割りがあります。そのかきねをみんな取り扱うということはむしろ弊害の方が多いのじゃないか。また、いま大和銀行の例が出来まして、大和のよう一部信託業務等も扱うということの方がいいんじゃないかというお話をございました。したがって、部分的な乗り入れの問題についてはあるいは議論があらうかと存じますが、十分それについては取引先の要望にこたえてどういうようなサービスの拡充ができるか、適正な競争を動かすことができるか等も含めて検討をしてみたいと思います。

○村山(喜)委員 理財局の官本次長お見えでございますから、先ほどの御答弁もこの際お聞かせいただければ結構だと思います。

○村山(喜)委員 これは東京証券取引所の承認のように六・一国債、これが東京証券取引所の関係で、現在の価格が九・八五という取引になった。それから、五月発行の新しい国債から応募者利回りを〇・三五九%引き下げる。これも大分強引に措置をされておったわけですが、五月は四月に比べて四分の一ぐらいに縮めて証券業界では売りに出されたけれども、八百億円が完売がで

きそくない、こういうような記事が出ているのだが、今後国債発行の売却について支障はないのかもしれません。かどうかという問題をお聞きをしているわけでございます。

○米里政府委員 コールレート、無条件物中心で、五月二日現在で七・一八七五でございます。

○村山(喜)委員 そこまで、きのう現在の東京のコールの無条件物は、出し手の方で何ばになつておりますか。

○米里政府委員 コールレート、無条件物中心で、五月二日現在で七・一八七五でございます。

○村山(喜)委員 今日は公定歩合を一%下げて、それが対しまして短期プライムレートは〇・七五下

中小の専門の金融機関の法律改正は概して評判がいいわけです。しかしながら、これすべての中金融の問題が解決をした、またそれを利用する中小企業者の金融措置が完全なものになつたんだというふうに考えたら、これは間違いだらうと思うのです。したがいまして、中小企業の金融の問題点といふのは、どう考えてまいりましても借り入れ条件が不利である。それから長期資金の借り入れがなかなか困難である。それに、銀行は景気のいいときには中小企業分野まで手を出すのですが、不安定期になると中小企業に対しても引き上げる、こういうようないわゆる中小企業向けの貸し出しの不稳定性という問題は依然として残っている。こういう中で相互銀行の相互の字も取ることができなかつた、そういう実態にないことも事実です。

それから、協同組合法に基づく信金なりあるいは信用組合なりといふ問題も、これは今日のそういう資本主義のゆがみの中で協同組合でそれをカバーしていくかなければならぬという立場から考えてまいりますと、信用金庫なり信用組合に金融の効率化原則だけを押しつけたつて、これはできっこないわけでございます。そういうような面で協同組合原則に立った問題のどちら方をもう一遍お答えをお考えになつておりますか、簡潔にお答えを願いたい。

○米里政府委員 おっしゃるとおり、効率化といふ側面だけでは中小企業金融機関はなかなか法律し切れないということでおざいまして、そいつた意味では協同組合原則といふのを基本として今までの改正法案も考えております。

ただ、その取引先である中小企業のニーズといふものが経済の変動に従いましていろいろ変わつてしまいる、いわばニーズが拡大してまいるといふことにつきまして、取引金融機関である中小金融機関の機能もそれにマッチしたものに逐次変えていく、その分におきましてはややオーバー

ラップして他種金融機関との競争も拡大していく、こういう形に進みつつあるように思ひます。

○村山(喜)委員 最後に一つだけ。大臣、聞いておつてください。金の問題ですがね。

自民党の方じや齋藤栄三郎さんを中心して委員会をつくつていろいろ検討していらっしゃるように聞いております。この際、銀行法の改正が行われる中で、金証券を発行するのかどうかわかりませんが、仮にそういうようなものが今後発行され、

金の取引が現物取引から先物取引に至るまで処理がされるということになった場合には銀行法の改正のどの条項によつて処理がされるのか、これが

第一点。

それから、いまブラックマーケットといふのをつか、そういうようすに市場がないわけですから田中貴金属を中心にしてその取り扱いをされて

いるようですが、たとえばクルーガーランド、こ

れはメタルのような形になつて、十分の一オンスぐらの大きさ、三グラムぐらいのメタルです

ね、それが十枚重なつたら大きいものとかえてや

る。これが十分の一オンス程度の大きさであれば

物品税の対象にもならないというようなことでO

には大変評判がいい。そこで、不動産を買うの

にも大衆は金がない、株にはちょっと手が出な

い、危なくしてしようがない、そういうような状況

の中で金というものが有力な資産運用として浮かぶ上がつてきた。

それで、香港市場における一オンスの価格を調べてみると四百八十二ドルぐらいしている。それ

を田中貴金属では一グラム三千三百七十五円から八十円ぐらいのところで決めて取引をやつている

ようです。去年の一月には八百五十ドルぐらいだつたわけですから、そのときに買った人はいま評価すると大変損をしている。しかし、いま安いと

きだから買っておけばもうかるぞ、こういうよう

な形の中にあるわけでございますが、金証券を発行するような形で取引が始まつた場合にはこれは一体何と同じように位置づけて——たとえば株の

ルゲインについては課税しませんよ、こういうううのがあるわけです。五十年以下の場合は税金は取らない。じゃ金の場合は「次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。」というところで読めるうだ。この場合は税金は取らない。金の場合は大きなものを買えば物品税の対象になるが金証券のそういうようなものについては一体どうするのですか。ちょっとお伺いしたい。

○渡辺国務大臣 税金のことまではまだ考え方及ぼないのでございまして、金の取引を要するにい

まブラックマーケットができると現実には先物売買やなんかもやつておる、いろいろな被害も出でおるということでございますので、自民党などでも、金の先物市場というものをきちっと認めて、

そしてある一定のルールのもとに取引を、現実にやつているのだから認めたらいいじゃないかといふ動きがあることも事実でございます。

そこで、大蔵省としてもこれに関心がないわけではありません。それじゃ銀行に金の売買を認めるとかいうような御質問もときどきございます。これも金の売買についていま一体どうやつておるのかといふような御質問もときどきございます。これが十分の一オンス程度の大きさであれば

いうことでござりますので、自民党などでも、金の先物市場といふのをきちっと認めて、

そしてある一定のルールのもとに取引を、現実にやつているのだから認めたらいいじゃないかといふ動きがあることも事実でございます。

そこで、大蔵省としてもこれに関心がないわけではありません。それじゃ銀行に金の売買を認めるとかいうような御質問もときどきございま

す。

○綿貫委員長 午後三時再開することとし、この際、休憩いたします。

○綿貫委員長 午後一時十六分休憩

○米里政府委員 おっしゃるとおり、十条第二項の「次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。」というところで読める

と/orふうに考えております。

○村山(喜)委員 終わります。

○綿貫委員長 午後三時三分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を続行いたします。塚田弘君。

○塚田委員 私は、銀行法の改正に関連をいたしまして金融資産の国民ニーズの多様化という問題、あるいはまた金融機能の円滑化という観点から、午前中の塚田委員の質問にも出ておりました

が一つはグリーンカードの問題、いま一つは郵政省の郵便年金の問題について質問をしていきたいと思います。

まずグリーンカードの問題であります。塚田委員もおっしゃつておられましたが、きのう、きょう等のマスコミを見てまいりましても、新聞報道で

ますが自民党さんの間でいろいろな見直し論がある

ということになります。マスコミの報道によれば

党の政調会が党の税制調査会へ質問をされる、こ

ういうことあります。そこで、私はこのグリ

ンカード制につきましては機会あるごとに總理あ

るいは大蔵大臣に質問をしてまいつたわけであり

ますが、こういった見直し論が本当に不公平税制

を是正していく、そういう見直し論が本当に不公平税制

について、これは初めてのことありますから

いろいろな議論があつてもいいと私は思います。問

題はそいつた議論に対してもう大蔵省が対応していくか、こういったことではないかと思います。

そこでまず大臣にお伺いをしていきたいのは、承知なさってみえるのかどうか、もし承知されないとするならばそいつた議論があることにについてはどうお考えになつてあるか、この点をお伺いをしていきたい。

○渡辺国務大臣 午前中から事務当局が答えたように、大蔵省当局といたしましては変更する考えはございません。何か党でいろいろなことを言つてはいるという話は聞いておりますが、私のところには何も伝わっておりません。私は、山中貞則さんが党の税調会長でもありますからその方でやつてくださいと、山中さんに党の方の関係は預けてありますから、何も変化はないと思います。

○柴田委員 そこで大臣、新聞によればこの見直し論は「一つはこのグリーンカードを廃止する、二つ目には実施時期を延期する、三つ目には馬鹿の非課税限度額を引き上げる、三百萬を五百万にすることだそうです」とあります。それで第一点と第二点、このグリーンカード制の廃止の問題、二番目の実施時期の延期といふ問題、これは先ほどの大臣の答弁もありましたように、かねがね本会議あるいは当委員会等で総理初め大蔵大臣も答弁なされてみえますように、ない、こう私は理解をしております。この辺をまず一つ確認をしたいということ、それからいま一つはこの非課税限度額の引き上げ。もしうつた見直しが党内外でまとまって大蔵省当局に働きかけがあつた場合には、この三百萬を五百万にされるお考えがあるのかないか、それも絶対ないと言いかれるのかどうか、ひとつ明確な答弁を承りたい。

○渡辺国務大臣 私は予算委員会などでも五十九年実施までには周辺整備は一部やるかもしれないといふことは言つてあります。しかし三百萬を五百萬にするといふことは言つてあります。

○柴田委員 わかりました。

それでは次、お伺いをしていきたいわけですが、このグリーンカードの問題につきましてはさきの当委員会におきまして、たしか四月十日でございましたが、私は大臣初め大蔵省当局にいろいろとお聞きをいたしました。ここで私が御提案申し上げましたのは、このグリーンカード制を完全に実施していくために、過去においていろいろな事情から他人名義や架空名義あるいは無記名で預金をしてしまった預金者も多い、こういった預金者に対して不安と動搖を与えないようによく留意しながら総合課税のソフトランディング軌道を図つていく必要があるのじゃないか、そのための指導体制あるいは相談体制といふものを、もちろん大口の脱税者は別でございますが、こういった不安と動搖を与えないようなそういうた体制を一日も早くつくつしていくべきではないかといふふうに質問をいたしました。これに對して大蔵大臣も、「私もそう思つておるのです。」こういうふうに御理解ある御答弁をいただきまして、とにかく無税のものはおろして分離課税の方に積んでおいてもらえば追及はしません。極端に二年とか三年とかいうものはどうか知らないけれども、何十年もかかつてふやしたものは追及したって始まらないわけですから、むしろありのまま出してもらつて、いまのうちからそろそろ分離課税の方に回してもらつておけば、今まで隠れてあるいはらずに脱税をやつていたような人は、とにかくことじじゅうに積みかえてもらえばいい、こういうふうに思つておるのでと答弁をいただきまして、十年と第二点、このグリーンカード制の廃止の問題、二番目の実施時期の延期といふ問題、これは先ほどの大臣の答弁もありましたように、かねがね本会議あるいは当委員会等で総理初め大蔵大臣も答弁なされてみえますように、ない、こう私は理解をしております。この辺をまず一つ確認をしたいということ、それからいま一つはこの非課税限度額の引き上げ。もしうつた見直しが党内外でまとまって大蔵省当局に働きかけがあつた場合には、この三百萬を五百万にされるお考えがあるのかないか、それも絶対ないと言いかれるのかどうか、ひとつ明確な答弁を承りたい。

○柴田委員 わかりました。

わけであります。大臣の御答弁を踏まえて検討していく、こういうふうな御答弁をいたいたわけであります。その後一ヶ月近くたつておるわけであります。その間の答弁と全然変わりますよといつたことを私はお聞きしているわけなんでございますがね。この間の答弁と全然変わりません。どうですか。

○小幡政府委員 グリーンカード制度につきましては、そのめどについてはどのようないまスケジュールで進んでいるのかお尋ねをしていきたい、こういうように思うわけであります。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕

ただいま先生御指摘いただきまして、

したように、総合課税制度への円滑な移行を図つていくことは私どもにとりましても大変重要な任務だというふうに考えておるわけでござります。先生に御指摘いただきましては、かつて名古屋国税局管内におきまして名古屋方式といふものがとられたことがあるわけでございますが、私どももこの総合課税に対するソフトランディングといふことにつきましては先生のおおっしゃるとおりだと思うわけでござりますので、私たちいたしましてもグリーンカード制度のいろいろな細目の検討が目下進められておるわけでござりますが、そういう作業と並行いたしまして私どもの方のそういう体制といふことにつきましても着実に勉強を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○柴田委員 直税部長、それはこの間の次長の答弁と全然一步も前進してないわけなんですね。この間もうすでにそいつた私の提案に対しても賛成しますという答弁があつたわけなんですね。私のいまお聞きしているのは、一ヵ月たつたのです。グリーンカード問題は先生もしばしば御指摘いただきますように大事な問題でござりますし、またこの問題が話題になつておるということはそれだけ非常に大きな影響力を持つた問題でありますし、私どもとしても非常に画期的な制度改正であるといふふうに思つておるわけでござります。

○柴田委員 しばらく御猶予くださいと言ふのですが、いつまで猶予すればいいのですか。それを聞いておるのです。

○小幡政府委員 非常に大事な問題でござります。グリーンカード問題は先生もしばしば御指摘いただきますように大事な問題でござりますし、まだこの問題が話題になつておるということはそれだけ非常に大きな影響力を持つた問題でありますし、私どもとしても非常に画期的な制度改正であるといふふうに思つておるわけでござります。そういう意味で、私どもも先生の御趣旨を体して真剣に検討しておるわけでござりますので、いまこの席でいつといふふうに思つておるわけでござります。この席でいつといふふうに思つておるわけでござりますので、私は提案した事項を含めまことに恐縮でございますが、ひとつ御理解を賜りたい、かように思う次第でございます。

○柴田委員 部長さん、いま私ちょっとと言いまし

いた形でいまスケジュールを組んでやつておりますよといつたことを私はお聞きしているわけなんでございますがね。この間の答弁と全然変わりません。どうですか。

○小幡政府委員 グリーンカード制度につきましては、先生御案内のように、その骨子はすでに法律が制定をされておるわけでござりますけれども、その具体的な内容ということになりますと、たとえば政令というふうなものもまだこれから出されるというふうな状況にあるわけでございます。またいま大臣もいろいろな周辺の整備の問題もありますがね。この間の答弁と全然変わりません。どうですか。

○小幡政府委員 グリーンカード制度につきましては、そのめどについてはどのようにスケジュールで進んでいるのかお尋ねをしていきたい、こういうように思うわけであります。

〔とくことじゅうに積みかえてやつてもらつたよ。大臣がこの間の質問に對して四月十日に

えぼいい、」こういうようにおっしゃっているのですよ。大臣、たしかそうでしたね。会議録にちゃんと載つておるわけです。つまり、それは制度改正ということもあります。これは後でまた大臣に聞きます。それは主税局がいろいろと検討しておる、大臣がいろいろおっしゃったいわゆる高額所得者の累進税率の引き下げの問題あるいは新聞等で言われております二分二乗法ですか、妻の所得を配慮する、こういったいわゆる法改正あるいは制度改正ということになつてくるわけあります。そういうものとワンパッケージにして出すというような趣旨は私は理解できないわけはないわけなんですが、この相談体制の問題は大臣がとにかくことじゅうに積みかえてもらえばいいとおっしゃっているのですから、やはり一生懸命検討していらっしゃるのはわかるし、その検討の内容については余り言いたくないということかもしれません、その辺のめどぐらいは持つておつたついでないじやないか、こう思うのですよ。どうでしようか、大臣。

○渡辺国務大臣 御承知のとおり毎日国会でして、直税部長も毎日出でるわけですから、なかなか具体的なことをやつている時間がない。これも事実なんです。国会を早く終わらせて、そういうふうな感じも実はしないでもないのですね。その辺のところはこれからということかもしれません、もし私の言つたことが御理解をいただければ、大臣のお考えもあると思ひますので、ひとつかましても私は思うのですが、七十二万円の年金額の最高限度額が仮にこのように決まつたとしましても、各個別にこの制限額の管理が厳正に行われ、超過契約が厳しく防止をされなければ、大量の資金を郵便年金という形で運用できることになってしまふわけになります。この限度管理が厳正に行われなければ官民の業務分野調整の議論も意味のないものになつてしまふのではないかと考えます。この点について大蔵省の御見解をお聞きをしていきたい、このように思います。

○渡辺国務大臣 先ほどお答えしたと同じでござります。いま言つたようなものがやはり五十九年から実施でございますから、どれくらいのものができるかは歳出カットでどれくらいの財源が浮くまでやつておつた人は早く全部有税の方へ切りかえてもらえればそういうものについては特別にせんさくをいたしません、無税でオーバーしているのは問題にしますよということを言つているわけですから、そういうものを踏まえて名古屋方式といふようなものも参考にしながらこれから検討す

る。また実施時期は五十九年から実施するのです。だからもうあわてていまやらなくたって、とりあえず国民の皆さんにお願いしたいのは、要するに無税で源泉課税も払わないというのは危ないです。いまのうちに有税に切りかえておく方が安全ですということを知つてもらえば、とりあえず、さしつめ心配ない、そう思つておるわけです。

○柴田委員 どうでもそのめどについてはあることは検討の内容について御答弁をしたくないとおっしゃることですから、時間の関係もありますのでこれまで大蔵、これは重ねてくどくなつて恐縮ですが、いま私がちょっと申しましたように、高額所得者の累進税率の問題ですか、それから妻の所得を配慮する二分二乗法の問題だとかやはりこういったものが、大臣がこの委員会でも答弁されておりますように、グリーンカード実施のためのソフトランディングを図つていく一つの制度改正のあれになるのではないか、こういうふうに私は理解をしておるわけですが、この辺のところと、それからやはりそういう相談体制ということも、そういう制度改正と合わせてワンパッケージにして出していっただろうかと、いうふうな感じも実はしないでもないのですね。その辺のところはこれからということかもしれないが、もし私の言つたことが御理解をいただければ、大臣のお考えもあると思ひますので、ひとつかまつた辺のところをちょっと御答弁をしていただきたいと思っていますが、いかがなものでしょうか。

○渡辺国務大臣 先ほどお答えしたと同じでござります。この点について大蔵省の御見解をお聞きをしていきたい、このように思います。

○米里政府委員 郵便年金の名寄せ、御指摘のとおり非常に重要な問題であろうかと思います。この点につきまして、私どもと郵政省との間で名寄せを強力に実施いたしまして、超過契約は防止するということのためには積極的な対策を講じるといふことで合意を見ております。

○柴田委員 いま局長から答弁があつたわけですが、翻つて、これは郵政省にお聞きしておますが、簡易保険ですね、この簡易保険は簡易

出カット、歳出カットが何ができるかということによつて幅が違つてくる、そう思つております。

○柴田委員 これ以上は、やりましてもなかなか前向きな答弁も出ないと思いますので、この辺にします。

○小野沢説明員 お答えいたします。

御指摘のいわゆる超過契約の防止につきましては御案内のとおりです。この限度管理について、昨年来いろいろな問題が提起をされまして、大蔵、郵政、両省間で五十九年以降は五十八年以前預入分を含め、グリーンカード番号で管理していくということが決まつておるのですが、この郵便年金についても私は思うのですが、七十二万円の年金額の最高限度額が仮にこのように決まつたとしましても、各個別にこの制限額の管理が厳正に行われ、超過契約が厳しく防止をされなければ、大量の資金を郵便年金という形で運用できることになってしまふわけになります。この限度管理が厳正に行われなければ官民の業務分野調整の議論も意味のないものになつてしまふのではないかと考えます。この点について大蔵省の御見解をお聞きをしていきたい、このように思います。

○柴田委員 いま御丁寧に何項目かの超過防止対策につきましての説明を賜つたわけあります。

○柴田委員 いま局長から答弁があつたわけですが、翻つて、景気の動向にも大きく作用します、税収の問題でございますから。その次は何といつても歳

生命保険法によりまして、保険金額は被保険者一人について一千万とされております。これは当然超過契約があつてはならないと私は思つておるわけありますが、この超過契約の防止のための措置はどういうふうにとつていらっしゃるか。具体的にはどのような仕組みであるいはまたこの超過契約というものを防止なさるのか、お聞きをしておきたいわけです。

○柴田委員 いま御丁寧に何項目かの超過防止対策につきましての説明を賜つたわけあります。

の超過契約の事例があるというふうに聞いております。行政管理庁の監察によりますと、四年間に同一被保険者名で七件の契約を結び、千五百五十万を超過している例も見られた、こういうようにお聞きをしているわけでございますが、そこで行政管理庁にお聞きいたしましたが、この簡易生命保険の超過契約事例、その実態についてはどうなんでしょうか。

○加藤説明員 行政管理庁といたしましては、昭和五十三年度に簡易生命保険事業に關します行政監察を実施いたしましたが、その中で保険金の最高制限額の励行状況につきましても調査をいたしました。その結果、先生御指摘のとおりの違反事例があつたわけございまして、被保険者別の保険金額的確な把握を行いまして超過契約の防止を図るよう勧告をいたしているところでございました。

○柴田委員 行政管理庁ですが、あなたの方が監察をされた結果、二十六局に対して監査をされて九十九件あつた。それから、いま申しましたように、四年間で同一被保険者が七件の契約を結んで千五百五十万を超過している、こういう例もあつた、これはこのとおりでいいわけなんですね。

○加藤説明員 先生御指摘のように、私どもが五十三年度に調査したところによりますと、私どもが調査いたしましたのは二十六郵便局でございますが、その二十六郵便局につきまして九十九件の超過契約が見られたわけでございます。またその中に、これは同一被保険者につきまして四年間に七件の契約を結びまして千五百五十万円も超過していた事例があつたわけでございます。またそのときましては、先ほど郵政省からも御説明がございましたように、簡易保険総合機械化システムによりますチェックその他所要の改善措置がとられているもの、このように理解いたしております。

○柴田委員 そこで問題は、郵便年金に返りまして、私は超過契約があつてはいけないというふうに考えておりまして、やはりこの問題は官民の業務分野のあり方の問題にもかかってくる重大な事

柄であるというふうに思います。

昨年の当委員会小委員会における参考人質疑におきましても、やはり郵政省の郵便年金構想については、民間の金融機関としても非常に関心を持つておりますが、こういうよろづな参考人の御意見があつたわけでございます。

それで私は重ねて行政管理庁にお伺いしたいわけでありますが、新しい郵便年金の超過契約の防

止、これは今後とも厳しく監視をしていかなければならぬ、そういう點が必要がある、こういうふうに思いますが、行政管理庁の御方針はいかがでしょうか。

○加藤説明員 郵便年金の限度額につきましては、年金額の最高額が定められました趣旨から考

えましてもこれを厳正に管理していくことは当然のことです。

○柴田委員 行政管理庁においては、私どもといいたしましては、

当面郵政省におきます郵便年金業務の運営の状況を見守つてまいりまして、必要に応じまして今後この問題につきましても行政監査を行うことにつきまして検討をいたしたい、このように考えております。

○柴田委員 行政管理庁ありがとうございます。では、次の問題に入らさせていただきます。

次は銀行法改正、本論に入らさせていただきますが、まず総体的な面から大臣の御見解を伺つておきたいわけであります。

今回の銀行法改正を提案されるまでの経緯を見てまいりますと非常に糾余曲折した感があります。最終決定をされました改正案も、私は代表質問で申しましたように、金融制度譲査会の答申からデイスクリージャーの問題とか大口融資規制の問題は後退したと考えております。結局は将来の金融のあり方あるいは金融制度のあり方、そういうものに対するものに対する明確なビジョン、そういうものがございましたが、銀行法を改正する理由、これが先ほど申したような感じを持っていて、私は先ほど申したような感じを持っていて、恐らく私と同じような考え方を抱いていらっしゃる方もあるのではないかというふうに思います。

そこで、これは大臣でなくとも銀行局長で結構

おおむね満足でございます。

○柴田委員 おおむねという言葉が出ました。

で、完璧ではないということですね、おおむねというのは。ですからこれ以上は私は申しません

が、私は先ほど申したような感じを持っていて、恐らく私と同じような考え方を抱いていらっしゃる方もあるのではないかというふうに思います。

そこで、これは大臣でなくとも銀行局長で結構

でございますが、現行銀行法を改正する理由、これは四点あつたのではないかと思います。

一つは、安定成長経済下に対応した銀行の健全

経営の確保の問題。二つ目には、銀行の公共性、社会性の維持発展の問題。三つ目は、国債大量化

の対応の問題。こういった四つの目的が今回の銀行法改正によって明確に貫かれたと言えるかどうか。一つ一つ簡潔で結構ですから納得のいく御説

明をお伺いをしたいと思います。

○米里政府委員 御指摘のとおり、大体いまお挙げになりました四つの点が今後の金融環境として

恐らく主要なものであろうかと私ども思つております。

そういう四点につきましてそれがどういうふ

うに銀行法案に生かされたかという点を申し上げますと、まず第一点は、いわゆる成長パターンの

変化、特に高度成長から安定成長への移行に伴う

経済環境あるいは金融環境の変化でございます。

この点は恐らく世界的にも主要国においては同じ

ような状態が起つておりますが、そういう経済

環境、金融環境の変化といふものは、金融機関に

とりましては非常に環境が厳しいという状況にな

る、いわば収益基盤といふものについてこれから

一層の努力が必要であるというような状態であ

ります。そういうふうな状態であります。

金融機関の公共性、社会性という観点からこれに

即するためには、いま一層の努力を健全経営の確

保といふことに注がなければならないということ

が基本的な対応であるうかと思います。そういう

ことといたしまして、健全経営の柱とする、

いわゆる大口信用供与規制につきましては、主たる

目的は、こういった健全経営の指標の柱とする、

いままで行政指導でやつておりましたものを、内

容をきつちりと整理いたしまして法律段階で規定

することによりまして健全経営の柱としていく、

こういう考え方が出ているわけでございます。

お、この点は先進主要国、諸外国におきましても

同じような形で、大口信用供与規制の規定がます

ます重要みを帶びておるという形で推移しております。

それから第二点は、銀行の大衆化と申しましょ

うか、個人に対しまして銀行が与信面でも受信面

でも非常に接点が広くかつ深くなつてしまつたと

いうことでございます。これまた一時的な傾向、

一過性という問題ではなく、今後の経済成長に伴

いまして銀行の負わされた使命の一つであるらかと思ひます。そういう意味での公共性の関係といたしましては、ディスクロージャーというものがその考え方の線に沿つた規定でございまして、先ほど申し上げました大口信用供与規制につきましても、これは健全経営の面がありますとともに、できるだけ多くの方から預かった預金を広くおこなうべきだ、これが適正に分配していくと、いう資金の適正配分から考え方も入っているというふうに申せるかと思ひます。

それから三番目は、いわゆる大量国債発行、浮化という時代を迎えて、国債を抱いた経済環境あるいは国債を抱えた金融環境、金融機関経営に対する対処いたしますために、一番典型的に挙げられることは、金融機関の公共債に対する証券業務の位置づけというものをこの機会に制度的にはっきり案文化させていただいたという点であろうかと思ひます。

それから四番目は、国際化への対応でございまますが、この点もまさに、諸外国の一九七九年、八

〇年あたりの金融法規の改正を見ますと、いずれも内外の金融機関の積極的な交流に対する対応と、いうものが諸外国の法改正の一つの目玉になつておるというような状態でございます。わが国におきましても、およそ昭和二年ごろには考へられしせなかつたような形での金融機関の内外交流が進んでおるわけでございます。この必要性を受け、していわゆる外国銀行に対する規定の整備といふものを図りますとともに、たとえば海外現地法人の株式等の取得についての規定を整備したというような対応をいたしております。大体御指摘のようなバックグラウンドのもとで、今度の銀行法の改正というものが行われておりますので、そういう線に沿つてそれぞれ条文を整備しておるというふうに私どもは考えております。

○柴田委員 そこで、金融制度調査会の答申でもありましたように、競争原理の導入の問題あるいは金利機能の活用の問題、こういった金融行政に対する規制緩和というものが必要性というもののも

金融制度調査会の答申にももあつたのではないかとされ、実現をしていくためには、今回のこの銀行法の改正と並行して金融、証券を包括した行政全般の自由化と言いますとちょっと行き過ぎかもしれません、やはりそういった方向への問題検討をしていくこと、それから臨時金利調整法などの取引法についても改革をしていく、あるいはまたそれを検討していく諸情勢の変化がいまあるのではないか、こんなふうに考へているわけであります。この点について、大蔵大臣の御意見、今後の対応等についてどうお考へになつておるかということについて一つの中長期の展望を踏まえて御答弁をいただきたいと考えております。

○渡辺国務大臣 御承知のとおり日本の金融といふのは、日本の経済が世界の経済につながつていて、以上世界の金融に日本の金融もつながつていてゐるわけです。したがつて、世界全体の動きといふものは常に頭から忘れるわけにはいかない。日本国内においても安定成長時代に入ってきておる、国際化が進んでおる、いろいろなことで今回の金融の改正をやつてきたわけでございますが、さらには金利の自由化というような問題もやつてはどうかという御意見でございます。しかし、自由化にはいろいろ問題がございまして、いまのような状態で実施をすればやはり弱い零細な金融機関が先に生き残りにくくなる、即ち倒産するお手上げになつてくるという問題がございます。そういうものが中小企業を初めどういうよう国民生活に影響を及ぼすか、即断を許さない問題があります。金融機関の健全性の確保ということとも大事でございますし、そのことは裏返しにすれば預金者の保護ということにもなつておりますし、中小企業向けの比較的弱い金融機関がもししくなるようなことになればこれもまた別な大変な問題が起きますから、いろいろな条件を考えながら、いわゆる金利問題等についてはできるだけ彈力化いたしましては、どうしても必要な規制は置きますが、金利体系等についてはできるだけ

方向で持っていく必要がある、かように考えておられます。現にCDの導入やコール、手形市場の金利の自由化、弾力化ということをやっておるのもそのためでございます。

○柴田委員 大臣、金利の自由化を、私、すぐやれと言っているわけではないのでありますて、やはり今後の中長期の展望に立って、金融とか証券とかそういうたかきね論争ではなくして、今後の対応としては行政全般のいわゆる国民経済的な視点に立った一つの方向というものを打ち出していくべきではないか。あるいはたとえばこれは臨時金利調整法の規制緩和の問題、これは金利の自由化というふうに受け取られたかもしませんが、今回の三井の問題にいたしましても、日銀のガイドラインを反則したという問題も、私はこの問題、反則は反則としていけないとは思います。がしかし、これは一面から言えば預金者の利益に沿つたものではあるわけです。いまそういった方向へ、国民の金利選好意識の高まりというものが私は金融資産の多様化というものに関連をして出てきた一つの問題だ、こう思います。だから、今までの認識あるいは金融のあり方、行政のあり方ではこれから金融情勢を律していくのではなくないか。一銀行法の改正だけで済まされぬ事態になりつづるんではないですかというような意味において御提案を申し上げた、いまお話ししたわけですね。そういう点をひとつ御理解をいただきたい、こういうふうに思います。この辺はよろしうござりますか。そういう意味でも書つておるわけなんです。

○米里政府委員 銀行法案、法案でございますからこれはどうしても監督あるいは規制の面が法案を見る限りは強く出てくるということになろうかと思いますが、この法案作成のバックグラウンドになりました金融制度調査会の基本的な認識といつしましては、公共性とともに金融機関の自主的努力による効率化というものを行政の中心にすべきである、こういう考え方方がございます。したがいまして、私どもができるだけ今までの行政指

導の中で、重要な行政指導は法律の規定の中に織り込まれさせていただくとともに、それ以外の行政指導については公共性を力説する余り行政が過保護行政あるいは過剰介入といったことがないよう経営者の自主性を尊重するということによつて活力を最大限に發揮でき、国民サービスが促進されるというような方向が望ましいと考えております。そういう意味で、一般論いたしましては行政の面では自由化できるところ、弾力化できるところは具体的にどういう事項を弾力化、自由化できるかということを個々の項目について目下検討中でございます。ガイドラインのお話が出来ましたが、この問題は、ガイドラインというものを日銀が決めることによりましてそれに基づいて預金利率表を各行が届け出しているという性格のものでございまして、金融政策上の問題でもあります。銀行は金融秩序の問題でもある。したがつて、たとえば定期預金中途解約して現在の制度、商品では利率が落ちるというのに反するような行為をするということは好ましくないと考えております。

ただ、そういった中途解約によって極端に利率が落ちるということはおかしいではないかという御議論がございましたら、それはそういったような新商品をつくるかどうかを検討してみる価値があるというような問題であろうかと思います。

○柴田委員　いま局長さんが答弁されました、できる限りの経営の効率化という観点、そういう観点から行政の自由化を今後検討をしていく、こういうふうにおつしいました。もしここで具体的にこういった問題、自由化したらいいんじやないかあるいはああいった問題はだめだよと、今後検討されるということであります、そういうふうにおつしいました。もしここで大蔵省当局としての一つのここで御答弁をいただける行政の自由化的検討事項というものがござればこの際お聞かせをいただきたいわけでありますが、いかがでしょうか。

業界としてどういう行政上の自由化を要望しているかというようなことを聞きましたのですが、それに引き続きまして内部的にいろいろ検討をしております。けさほどお話を出ました国際業務面における自由化というものをどう検討していくかというような問題もございますし、それから配当についてどう考えていくかというような問題もございます。これはいずれも行政上の問題でございます。あるいは業務範囲についてどのくらい弾力的に考えていくかというような問題もございますし、また関連会社というものをどういうふうに取り扱っていくかということも現在検討しております。一方、現在、報告提出資料というものをかなりいろいろな種類から微しておるわけでございますが、その辺も必要性を再検討いたしまして、もし出さなくともいいというようなそれほど緊要性のないものであつたらこの点も簡素化していくたい、こういう多様的な面で現在検討中でございます。

○柴田委員 この問題はいろいろと議論があるところです。また改めて私も勉強させていただきますしてあらせさせていただきます。

時間が余りありませんので、郵政省と大蔵省に對して、いま非常に問題になつております金利の「元化」の問題、銀行法改正の中におけるディスクロージャーの問題、それから国債引き受けの問題、この三点にしづてここで両方の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

それで、郵政省は金利の「元化」の問題には反対だということが言われております。これは事実かどうか。いま郵便貯金の金利と民間の金融機関の預金金利は別的方式で決定されている。これは国民の利益に沿うものです。御案内のように、郵貯が郵政審議会、銀行預金が金利調整審議会と別な機関に諮つて決められている。現在のこの金利決定方式を変えるべきではない、郵貯懇談会に金利の一元化には反対をするというふうに注文をつけているらしくやるわけです。それから、ディスクロージャーの問題についても、今回の銀行法の全

面改正案を見ても、民間金融機関の方が経営内容の開示、すなわちディスクロージャーには消極的だ、こういうようにおっしゃつておるわけです。それから国債の引き受けについては、資金運用部による国債引き受けの増額が当面は妥当であるとしても、将来は国債の安易な発行などの弊害もある点に触れ、国債の発行主体、つまり大蔵省と引受主体を分離すれば弊害はないとして、郵政省が国債を直接引き受けることを要求なさっていらっしゃるということですね。それから最近では、郵便貯金などの資金を資金運用部資金として大蔵省が統一的に運用しているのは適正な資金配分を妨げていると指摘をされ、郵政省が郵局を集めた資金を直接運用する方が資金の性格に最も合った運用を可能にする、こういうふうにおっしゃつておる政省がすべきであるというふうにおっしゃつておるわけであります、この辺のところはそのところといふうに理解してよろしくございますか。郵政省にお聞きしたい。

という考え方でございます。したがいまして、現在のところ主として預金者保護の立場から決定する場と、産業界、金融業界といったものを主とする立場、そういったことから決めている場といったものがございまして、チェック・アンド・バラансの機能が働きまして結果的に各界の利害が調整されているという状況につきましては問題はないのではないかどうかというふうに考えている次第でございます。こういった状況につきまして一元化を行うということにつきましては、預金者保護の機能といふものを失わしめるといった懸念が非常に大きいというような問題をはらんでおるということでございまして、郵政省といたしましては現行の方式を維持すべきであるというふうに考えている次第でございます。

次に、郵便貯金資金による国債の引き受けにつきましては、特に現在国債の大量発行時代ということで金融市场とか金融機関の経営といったところでいろいろな影響が出ておる、こういったことを解消する一つの方法といたしまして、国債消化の多様化の方法といたしまして郵便貯金資金をこれに充てるといったことは非常に有意義である、というふうに考える次第でございます。

郵便貯金資金をそういった国債等各種債券に運用する場合に、現在の統合運用と申しますか資金運用部を通じて運用する場合と、郵政省が直接運用する方法とあるわけでござりますけれども、まず現在の資金運用部による郵便貯金資金の運用の実態につきましては、財投機関の中には資金の未消化とか民間金融機関との競合とかいろいろな問題が発生しているというのが事実でございます。こういったことは郵便貯金の資金の提供者という立場から見ましても、やはり見直していくべく必要があるのではないかどうか。その見直しをする際に、郵便貯金の資金は集めています郵政省で直接運用することも含めて見直すということもやはり検討課題の一つではなかろうかというふうに考えているわけです。

それと特にもう一点は、資金運用部を通じて運

用する場合には預託利率というものが郵便貯金特別会計の収入になるわけでございます。現在これは七・五%でございます。直接運用する場合は、国債で申し上げますと七・六八六でござりますので、より高い運用、有利な運用が可能になります。預金者に対する還元といったものが今後さらに充実されることが可能になるわけでございます。そういう面からも直接運用という方策につきましては検討に値するのではないかろうか、かように考えておる次第でございます。

○柴田委員 ディスクロージャーの問題はやはりちょっとと言えなかつたかと思うので、そこまでは答弁を求めませんが、大蔵省、時間がありませんので簡潔で結構ですが、金利一元化の問題、いま郵政省から答弁がありました。お聞きのとおりです。それから國債の直接引き受けの問題、これも郵政省から答弁がありましたね。この二点について大蔵省としてはどう考へておるか、簡単で結構ですから御答弁いただきたい。

○米里政府委員 金利一元化の問題でございますが、これはいわゆる金利決定方式が現在二元化されているというものを一元化すべきではないかというのが私どもの意見でございます。金融政策、公定歩合を初めていたします金利政策を行います際に、ことに間接金融のウエートが非常に高いわが国の金利体系におきましては、預貯金金利がどうなるかということが金利全体の水準に非常に大きな影響を与える。したがつて、金利政策を行實際にはできるだけ機動的、弾力的に金利政策、ことに預貯金金利の変動ということともなし得る必要があると思いますが、それが異なつた二つの理念で異なるたシステムで決められるということになりますと、どうしても適切なタイミングで公定歩合の上げ下げあるいは諸金利の上げ下げを行ふことが非常に困難になる。経済あるいは物価の動向から見まして、国全体のために行われる金融政策の効果というのは、回り回つて預貯金者ももちろん含めましてその可処分所得の増加、その他に影響するわけでござりますから、どうしてもそういう

つた元化が必要であるというふうに私どもは考
えております。

○宮本(保)政府委員 国債の引き受けについて御
答弁を申し上げます。

現在の郵便貯金のお金は、特別会計その他の特
別会計の積立金などと一緒にされまして、資金運
用部資金法によりまして資金運用部資金として一
元化的に統合、管理されておるわけでございます
けれども、これは資金量を大きくなってしまして安
定的なものにいたしますと、スケールメリットを
生かしました資金の効率的、弾力的な運用を図る
ことができる、それからまた重複投資等を排する
ことができました、国民の各般のニーズにバラン
スよく対応することができる。それから財政金融
政策の整合性でございますけれども、これが一元
化的運用によりまして最もよく図られるのではないか
かという気がいたします。

私どもは、統合的に運用いたすことによりまし
て、たとえば五十六年度につきましては国債にど
のぐらい、公共投資にどのぐらい、そして政策金
融にどのぐらい配分するのがいいか等につきまし
て、たとえば五十六年度につきまして戦後の日本
の全体的見地から運用を図つておるところでござ
いまして、こういうような資金運用部資金の統合
的な運用が財政投融資といつしまして戦後の日本
の経済をかなり支えてきたということが言えると思
いますので、国債を直接に郵便貯金が購入するこ
とにつきましては消極的でございます。

○柴田委員 時間がありませんからあれですが、
とにかくいまお聞きのとおり金利の一元化問題、
それから国債の引き受けの問題は、大蔵省当局と
郵政省の考え方とは大いに差があるというふうに
思う。とにかく証券と金融の証券業務をめぐって
のいわゆるかきね論争ではありますね。確かに金利
一元化の問題については、これは郵便貯金会に諮
問をしている。これにどういうような結論が出る
か、これは今後あれなんですが、もしこういつ

た金利一元化の結論が出た場合は、これは本当は
郵政大臣にお聞きすべきことかもしれません。
私の記憶が間違いなければ、郵政大臣はもうす
従う、こうおっしゃつていいわけがありますが、
金利一元化の方向、そうなれば郵便貯金法の改正
という問題にも波及してくるのではないか、私は
こういうふうに思いますが、この辺のところはい
ま絶対できないというようにわが理事事がおつ
しゃつたわけありますが、とにかく意見が食い
違う、この辺のところをどういうふうに郵政省は
対応されていかれるか。

それから、大蔵大臣に最後になりますが、とに
かくいま言いましたように同じ政府部内で郵政省
と大蔵省が対立をしている。かきね論争かどうか
知りませんが、考え方が違う。こういったものを
私は統一をしていかなければならない、それはや
はり国民経済的な視点に立った考え方というこ
になるんじやないかと思いますが、今後この二つ
の問題についてどう対応していくのかお伺い
をいたしまして、私の質問を終わりたいと思いま
す。

○米里政府委員 先生よく御存じのとおり、現在
経理の諮問機関として五人の学識経験者、中立的
な方々が熱心にヒヤリングを行つておられまし
て、その機会に大蔵省あるいは郵政省からもそれ
ぞれ意見を申し述べているところでございます。

したがいまして、この五人委員会の結論がこの重
要な問題につきましてきわめて実り多きものにな
ることを私どもとしては期待しておるということ
でございます。

○柴田委員 わかりました。

どうも時間が超過しましたけれど
○大原(一)委員長代理 竹本孫一君。
○竹本委員 銀行法がいよいよ衆議院における最
後の審議の過程に入つたとと思うのでござります
が、この法案がまとまって今日ここに至るまでに
はずいぶん長い道のりがあつたと思います。その
間大蔵省は、銀行局も証券局もあるいはその他の
部局も一体になつて大変な御努力であつた、非常
な御苦心があつたと思いますので、その点に関し
ましてはまずもつて深く敬意を表しておきたいと
思います。

た金利一元化の結論が出た場合は、これは本当は
郵政大臣にお聞きすべきことかもしれません。
私は記憶が間違いなければ、郵政大臣はもうす
従う、こうおっしゃつていいわけありますが、
金利一元化の方向、そうなれば郵便貯金法の改正
という問題にも波及してくるのではないか、私は
こういうふうに思いますが、この辺のところはい
ま絶対できないというようにわが理事事がおつ
しゃつたわけありますが、とにかく意見が食い
違う、この辺のところをどういうふうに郵政省は
対応されていかれるか。

それから、大蔵大臣に最後になりますが、とに
かくいま言いましたように同じ政府部内で郵政省
と大蔵省が対立をしている。かきね論争かどうか
知りませんが、考え方が違う。こういったものを
私は統一をしていかなければならない、それはや
はり国民経済的な視点に立った考え方というこ
になるんじやないかと思いますが、今後この二つ
の問題についてどう対応していくのかお伺い
をいたしまして、私の質問を終わりたいと思いま
す。

○柴田委員 それはおきまして、局長さん、金利
一元化については郵便貯金会でやっていますよと
いうことですが、もし一元化の問題が出たら、郵
便貯金を含めた今後の方向づけといったことを
期待しておるわけでございます。

○柴田委員 ちよつと時間が超過しましたけれど
○大原(一)委員長代理 竹本孫一君。
○竹本委員 銀行法がいよいよ衆議院における最
後の審議の過程に入つたとと思うのでござります
が、この法案がまとまって今日ここに至るまでに
はずいぶん長い道のりがあつたと思います。その
間大蔵省は、銀行局も証券局もあるいはその他の
部局も一体になつて大変な御努力であつた、非常
な御苦心があつたと思いますので、その点に関し
ましてはまずもつて深く敬意を表しておきたいと
思います。

ただ、いざれにいたしましても非常に長丁場でありまして、私が最初に予算委員会で質問したのは七年前、金融制度調査会で答申が出てからでも二年、去年の、法案がややまとまつてからでも小一年、そういうことでこれはすいぶん長い方の記録ではないかと思うように、大変長い道のりでございました。先ほど委員部か事務局かわかりませんが、こういう資料をもらいましたが、五月六日現在のベストテンとして審議時間が大蔵は百十六時間十五分、予算は百十二時間五十二分、その他は大体五十時間。こういうことで、ベストテンという言葉はちょっとおかしいと思うのです。ワーストテンではないかとぼくは思いますが、少なくともこれはロングスローテンである。そういう長い長丁場をえらい御苦労を願つたということを敬意を表するわけあります。

そこで、新聞等が銀行法に対していろいろな批評を下しております。一部には三方一画損だといふようなことを言つておる。しかし私に言わせますとこの法案がまとまれば三方一画得である、まとまらなかつたらそれこそ一画損である、こう思うのです。新聞といふのはおもしろく書きますから、必ずしも適正でないかもされませんけれども、いずれにいたしましても、これは関係各方面、銀行界も証券界も、もちろん大蔵省も非常にベストを尽くして、それそれが譲るべきところは譲つてまあまあ一つの成果を得たのであるという意味において私は評価をしておるということを申し上げたいのです。

ただその場合に、私どもが感じとして受け取ったことを申し上げますと、一つは大蔵省に対する民間の不信感といふものが相当強いということをちょっと感じました。それからもう一つは、世の中はどこでもそうですが、この問題をめぐつていろいろの論議の過程で、いぶんわからぬことを言う者もおるものだということも感じました。

そういう意味で、いざれにいたしました大臣に伺つてみたいと思ひますのは、たとえば監督

規定がいろいろ変わつたということになつてゐるがござりますが、天下の公器である銀行といふものが一定の枠内において大蔵省の監督を受けていることは当然である、また監督規定といつては最悪の場合にも備えていろいろなことを書いておくのが当然である、そういう意味においては監督規定が厳しく見えるということはむしろ当然であつて、余りなまぬるものでは監督規定には

それからもう一つは、監督規定が多いから削れといふのでもとの原文に返つたようでございますけれども、民主主義というものは、どこまでは大蔵省は監督する、それから先はもうやらないんだといふ自粛といいますか限界を明確にしておくという方針がむしろ民主的である。やるべきことやるべきことはならないこととの限界をはつきりしておいて、ここまではちゃんとコントロールがあるけれどもそれから先は自由に創意を發揮してもいい、こういうのがむしろ進歩的な考え方である。そういう意味で、条文を細かく書いておいたものを削り落としてしまつたといふのはめんどうくさくなつた面もあるけれども、むしろ自分たちの守備範囲といふものが明確にならなくなつたという意味においてはそれこそ一步後退しかかもしれない。いざれにいたしましても、監督規定に対する理解といふものが一部には足らないというふうに私は思ふ。

次に、もう一つはディスクロージャーの問題もありますが、これらの問題も一体だれのためのデ

ィスクロージャーであるかということについての理解が一部には足らないと思うのです。銀行自

身のためにも、自分たちはこういう努力をしてい

る、こういうふうにいま経理の状態はなつてお

る、収支の決算はこうなつておるということを少

しでも、より多く一般に窓口を広げて教えるとか

知らせるとかいうことは銀行に対する信頼を増す

ゆえんであって、知られたら困るというなら困る

方が悪いので、大体自分たちの姿といふものを正直に、オープンにするということの方が正しいあ

り方である。それが銀行に対する信頼を拡大する

ゆえんであって、むしろプラスになる。そういう

意味から言えば、ディスクロージャーは何か自分たちが痛いところを次々にえぐり出されるという

感覚で受けとめること自体が間違つておる

以上は最悪の場合にも備えていろいろなことを書いておくのが当然である、そういう意味においては監督規定が厳しく見えるということはむしろ当然であつて、余りなまぬるものでは監督規定には

それからもう一つは、監督規定が多いから削れといふのでもとの原文に返つたようでございます

けれども、民主主義というものは、どこまでは大蔵省は監督する、それから先はもうやらないんだといふ自粛といいますか限界を明確にしておくと

いうことの方がむしろ民主的である。やるべきことやるべきことはならないこととの限界をはつきりしておいて、ここまではちゃんとコントロールがあるけれどもそれから先は自由に創意を発揮してもいい、こういうのがむしろ進歩的な考え方である。そういう意味で、条文を細かく書いておいたものを削り落としてしまつたといふのはめんどうくさくなつた面もあるけれども、むしろ自分たちの守備範囲といふものが明確にならなくなつたという意味においてはそれこそ一步後退しかかもしれない。いざれにいたしましても、監督規定に対する理解といふものが一部には足らない

この点についてます大蔵大臣のお考へを、印象で結構ですが承りたいと思います。

○渡辺国務大臣 監督規定の問題で最初のたたき台とかなり違つたのではないか、これは私も読ん

でみまして、最初銀行局が考へたことは、もとの監督規定といふものは非常に強大にできてる

ことを申し上げますと、一つは大蔵省に対する監督規定といふものでありますから最後に銀行の公共性の問題、銀行の使

命といふような問題で、そこに公共的な物の考え方、健全な経営、適切な経営といふようなものを明らかにするという両面において、みんなが競争を持たれることになりますから、おのずから私はみんなそれを良識に従つていろいろ創意工夫をして——半分は会社のPRにもなるわけですから。しかし、一方においては義務的に社会に内容を明らかにするという両面において、みんなが競争の立場にもござりますので、これは一遍やつてみればわかると思いますが、私は決して悪い改正ではない、そう思つております。

それから最後に銀行の公共性の問題、銀行の使命といふような問題で、そこに公共的な物の考え方、健全な経営、適切な経営といふようなものを明らかにするという両面において、みんなが競争を持たれることになりますから、おのずから私はそういう意味では新しい時代の要求に応ずる姿勢の骨組みといふものはきちっとみんな入れたつもりでございます。

○竹本委員 次に、第二番目にお伺いしたいのは、今度の証券との関係でいろいろな問題が深刻に展開をされたわけでございますが、やはり銀行

の経営といふものは健全経営、預金者保護、貯蓄の尊重ということが根本でなければならぬ。そ

いう意味で、従来の銀行行政と、いうものは何をおいても第一に預金者保護ということでやつてきたし、その関係において、専業主義と兼業主義といふ考え方がありますけれども、従来専業に、もっぱら銀行は銀行經營に当たっていくべきものであるということに少なくともたてまえはなつておつたと思うのですが、今度、これはある意味から言えば自然発生的にといいますか、時代が変わつてまいりますと、当然銀行も今までの同じ枠の中においてはいかないでしょう。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕そういう意味においてきわめて自然に、大臣のよく使われる自然体でプラスアルファの仕事が加わることもまた当然のことだと思います。そこで、ちょっと結論的なことだけお伺いしたいのですが、一つは公共債に限つて今度は銀行にもこれを認めるのだということになつていくわけでもございますが、それを専業主義というものはやめて兼業主義に転換するというふうに受け取るのか。もう一つ言うならば、公共債を突破口にしてあらゆる証券業務に銀行が出ていく、突破口ができるといふふうに受け取るのか。これはまたいろいろ誤解を招いて困りますので、大臣から結論的なところを端的にお伺いいたしたい。

○渡辺国務大臣 銀行が公共債を扱うといつてもそれは付随業務といふことでございまして、やはり銀行が本業である、付隨的に必要に応じてといふふうに解釈したいと思っております。

○竹本委員 そこで、これに関連してもう一つです、三人の懇談会といふ委員会ができるというの委員会ができますが、三人の委員会ができたときにいろいろ議論がありました。これは業務に關しては大体五十八年からやるのだとかやらないのだとかいうような記事が出ます。これは私は三人委員会に対しても大変失礼なことになるのではないか。また本質的に考えましても、三人委員会で専門家が十分各般の情勢を検討した上でどういった条件のもとにいつやるかという結論を出

さるべきであつて、三人委員会をつくると言つておきながら、大体結論は五十八年ごろからやるのだというような言い方は、これはもちろん大蔵省がやつたかやらぬかわかりませんが、新聞に出でる。そういうことは不謹慎であると思いますが、大臣はいかがですか。

○吉本（宏）政府委員 ただいま御指摘の三人委員会でございますが、この法律が成立した後に三人程度の中立的な立場にある有識者によりまして懇談会を設けて、この懇談会にいろいろいま先生御指摘のような問題点について諮詢をしたい、このように考えております。最終的な決定はもちろん大蔵大臣がなさることは当然でございます。

なお、五十八年度に窓口を実施するというようことが新聞に出でるではないかという話でございますが、現在の段階で私どもは特定の時期を想定いたしましていつから実施するというよなことは全く考えておりません。

○竹本委員 大臣、いま証券局長から申しましたけれども、私が申しましたように、せっかく懇談会を三人の方に願つた以上は、その前に勝手な報告あるいは勝手な記事が出ないよう、その点は注意をしていただきたいということが一つ。

それから、あわせて最近新聞では、今度は銀行法もできて銀行もいまの本業を大いに積極的にやらなければならぬというようなことから新種預金といったようなものも取り組もうという気魄を示しておるようになります。そしてまたそれはある意味においてこれから銀行のあり方として積極的に意味のあることだと思ひますけれども、大蔵大臣はこれをどういうふうに受けとめておられるか、また指導していかれるつもりであるか、お伺いをいたしたい。

○渡辺国務大臣 先ほどの質問で答弁漏れがつきましたが、銀行は公共債を扱うようになつて、これを突破口で今後ほかの証券業務に入るのか、これについては社債とか株式、そういうようなものにまで業務を広げることを認める考えはございません。

以上であります。

それからもう一つ、新種預金の問題、告知預金などいうことが言われておるわけでございますが、これらにつきましては、やはりいろいろな点で銀行も新種預金の開発が必要だということで、期日指定定期預金、個人マル優に限定する、預け入れ限度は三百万円、違うところは預け入れの元本方式、期間は三年、据え置き一年、解約一ヶ月以上前にも期日を通知すればよい、そうすると金利で有利取り扱いをする、こういうようなことがいま検討されておるわけです。利息の計算方法は一年複利計算、これらの問題については委細は事務当局から聞いてもらいたいと思います。

○竹本委員 大臣、いま証券局長から申しましたけれども、私が申しましたように、せっかく懇談会を三人の方に願つた以上は、その前に勝手な報告あるいは勝手な記事が出ないよう、その点は注目をしていただきたいということが一つ。

それから、あわせて最近新聞では、今度は銀行法もできて銀行もいまの本業を大いに積極的にやらなければならぬというようなことから新種預金といったようなものも取り組もうという気魄を示しておるようになります。そしてまたそれはある意味においてこれから銀行のあり方として積極的に意味のあることだと思ひますけれども、大蔵大臣はこれをどういうふうに受けとめておられるか、また指導していかれるつもりであるか、お伺いをいたしたい。

○渡辺国務大臣 先ほどの質問で答弁漏れがつきましたが、銀行は公共債を扱うようになつて、これを突破口で今後ほかの証券業務に入るのか、これについては社債とか株式、そういうようなものにまで業務を広げることを認める考えはございません。

○竹本委員 いかなる前提条件が必要であると考えておられるか、その辺をよく伺つておきたいと思います。

○米里政府委員 御質問の金利自由化の問題でございますが、基本的には自由化ということはやはり方向としては適当なことであるというふうに私は経済自体が国際化の進展を見ております現状においては、国際化的面からの即応というような性と、いう観点、あるいは資金のできるだけ効率的な配分という觀点から見ましても、まだ、これだけ経済自体が国際化の進展を見ております現状にどもは考えております。いわゆる景気調整の有効性と、いう観点、あるいは資金のできるだけ効率的な配分という觀点から見ましても、まだ、これだけ経済自体が国際化の進展を見ております現状にどもは考えております。いわゆる景気調整の有効性と、いう観点、あるいは資金のできるだけ効率的な配分という觀点から見ましても、まだ、これだけ経済自体が国際化の進展を見ております現状に

満足であります。が、次に、先ほど大臣に質問しました専業主義の問題について、もう一度少し伺つておきたいのですが、従来、専業主義というか、大臣の言葉で言うと、銀行の本業を純粹に守つて、くという立場から、御承知のように信託業を引き離したり、あるいは証券を分離したりして、たわけですね。それが今度新しく証券業務、公共債についての規定ができるということによって、従来の流れと方向が変わるのであるかどうか、このことを事務当局としてのお考えを伺つておま

○米里政府委員 戰後わが国に定着してまいりました直接金融と間接金融の扱い手というものを一応分けて考へるというような基本的な体制を、今回の法改正によってすつかり変えてしまおうといふような考え方ではございません。そういった直接金融、間接金融のそれぞれの専門家といふものがその主たる扱い手になつていくというような制度の前提をとりながら、しかし客觀情勢も非常に変化いたしますし、あるいは国民のニーズその他いろいろな政策的目的というようなものもござりますので、そういう土臺の上に立つて、今回公共債に限りまして金融機関の業務として適當であるかどうかということを検討しました結果、銅行法上に公共債の規定を明文化した、こういううとでございますので、基本的に変わったということではないと思います。

○竹本委員 証券局長がいらっしゃるからついでにいまの話に関連して申しますが、先ほど申しますように、自然発生的に銀行が公共債を初めとしていろいろ分野を受け持たなければならぬ面が出てくると思うのです。そしてまた相互乗り入れといつたような考え方あるいはかきねを低くするというような考え方があるようで、ちょっと計算を読んだことがあります、そういう点について証券会社も国債を担保にして金を貸すことやるといううなことをまで考える人もおるようで、ちょっと計算を読んだことがあります、そういう点について証券局長のお考えはどうありますか。

○吉本(左)政府委員 ただいま銀行局長からも答弁がございましたように、戦後昭和二十三年に証券取引法ができまして、これはアメリカのグラス・スティーガル法というものを母法にした法律でございますが、これによつて現在の直接金融と間接金融の分離ということが明確になつたわけであります。その根拠規定は申すまでもなく六十五条でございまして、これによりまして銀行の営む証券業務が原則禁止ということになりまして、これを公共債に関しては例外ということで、これについては認めようということになつたわけあります。

公共債を除外した理由といたしましては、預金者保護の観点から見てリスクがないのではないかとか、あるいは銀行のいわゆる企業支配という観点からして余り問題ないのではないかということ、この六十五条におきまして公共債だけは認めようということになったわけであります。したがいまして、今回の法律改正はこれを基本としたものでございまして、六十五条の基幹は何ら変更されないということでござります。

それでは将来証券会社が、たとえば株式を担保にして金を貸すとかあるいは若干金融面に乗り出すという問題でございます。現在でもただいま申し上げた信用取引等におきまして、株式を担保にするファイナンスというものは行つております。しかし、これはあくまでもそういった株式取引に伴うファイナンスでございまして、現在銀行が行つてゐるような一般的な金融という分野に証券会社が乗り出そうというようなことは私ども全く考えておりません。また、基本的な性格もいたしましても、銀行はむしろ資産の運用、ストックの商売でございます。それに対しまして証券会社はフローの商売と申しますか、売買を基本とした商売でございます。そういう点で性格も基本的には異なりますし、私どもがいわゆるパンクディーリングに對してかなり批判的な見解をとつておりますのも、有価証券の売買というものが、銀行の基本的なそういう性格から見てどうなんだろう

かということで問題にしているわけでございまして、証券会社のそいつた性格から見ましても、金融分野に証券会社が乗り出すということは全く考えておりません。

ただ、先ほども申し上げましたが、今回四十三条を若干改正いたしまして、これによつて将来有価証券に準ずるような金融商品と申しますか、CDとかCPとか、そういうものが実際に国内で取り扱われるというような場合になりましたときに、これは銀行、証券相乗りというような形で証券会社が取り扱うということは結構なんではないか、このように考えております。

○竹本委員 いまの問題にちょっと関連をいたしますけれども、まだ先ほど来いろいろ議論がありましたが、銀行にそういう証券業務を、時期とか内容とかいうのは一応別にいたしまして、どういふ条件が整えば認可するということになるのか。その認可をする場合の条件といふものは何であるか。銀行といましても銀行は数が非常に多いので、都市銀行、地方銀行あるいはその他の金融機関、いろいろ事情が違う、能力も違うと思うのですが、そういうことも含めていかなる条件のものと認めることになるのかという点をひとつ伺いたい。

それからあわせて、必要がなければ認可するということもないわけでしようから、一体これからどの国債の発行あるいは借換債の問題と同時に必要な問題とともに能力の問題もありますから、金融資産そのものはどの程度にだんだんふえていくのか。それからいまの必要の問題にもう一遍返りますけれども、国債発行というものは財政再建の過程においてだんだん減らしていく、特に赤字公債は二兆円ずつ減らしていく、それから一方においては、全部郵便貯金で国債を買えとは私は申しませんが、資金運用部が国債を買入れる能力なり努力なりが拡大されていく、そういういろいろな諸条件を総合勘案いたしまして、こういう場合に大いに銀行にも協力してもらわなければならぬ必要が出るし、またこういう条件のもとに銀行に

○吉本(宏) 政府委員 先ほど申し上げましたように、銀行の証券業務、特に窓販の認可の時期につきましては三人委員会と申しますか、中立的な懇親会の御意見を聞いて、その上で決定したい、かのように考へているわけでございますが、その時期の決定に当たりまして恐らく論議の対象となり得ると私ども考へておりますのは、一つは国債管理政策上の要請でございます。国債の安定消化を促進するという観点から窓販を実施する必要ありや否やという問題であろうかと思います。この点については最近五十五年度の実績を見る限りでは三兆九千億に上る証券会社の取扱分がございまして、これは長期国債、割引国債、中期国債を含めた数字でございますけれども、約四兆円近い国債が証券会社によつて売りさばかれているという事実も注目する必要があるのでないかと思つております。

それから第二に、銀行は新規参入という形になるわけでありますけれども、銀行が窓販を実施した場合に公社債市場にどういう影響があるか、たとえばはね返り玉と申しますか、個人に販売したもののがはね返つてくる、それを買い取る必要があるわけでございますが、この場合に市場価格によるか理論価格によるか、そういう問題もござります。また証券会社自身がかなり公共債、あるいは広く言えば公社債の業務が拡大しております。したがいまして、銀行が新規参入した場合には当然にそれだけ証券会社の収支に影響が出てくるわけでございます。そういった点についてどう考えるか。さらにこれは後ほど銀行局長から話があると思いますが、金融機関の範囲をどう考えるか、そういう問題も含めまして検討したい、このよう考へております。

○吉本(左)政府委員 ただいま銀行局長からも答弁がございましたように、戦後昭和二十三年に証券取引法ができまして、これはアメリカのグラス・スティーガル法というものを母法にした法律でございますが、これによつて現在の直接金融と間接金融の分離ということが明確になつたわけであります。その根拠規定は申しまでもなく六十五条でございまして、これによりまして銀行の営む証券業務が原則禁止ということになりまして、これを公共債に関しては例外ということで、これについては認めようということになつたわけあります。

公共債を除外した理由といたしましては、預金者保護の観点から見てリスクがないのではないかとか、あるいは銀行のいわゆる企業支配という観点からして余り問題ないのではないかということです、この六十五条におきまして公共債だけは認めようということになつたわけであります。したがいまして、今回の法律改正はこれを基本としたものでございまして、六十五条の基幹は何ら変更されないのでございません。

それでは将来証券会社が、たとえば株式を担保にして金を貸すとか、あるいは若干金融面に乗り出すという問題でござります。現在でもただいま申し上げた信用取引等におきまして、株式を担保にするファイナンスというものは行つております。しかし、これはあくまでもそういういた株式取引に伴うファイナンスでございまして、現在銀行が行つているような一般的な金融という分野に証券会社が乗り出そうというようなことは私ども全く考えておりません。また、基本的な性格といたしましても、銀行はむしろ資産の運用、ストックの商売でございます。それに対しまして証券会社はフローの商売と申しますか、売買を基本とした商売でございます。そういう点で性格も基本的には異なりますし、私どもがいわゆるパンクディーリングに対してもかなり批判的な見解をとつておりますのも、有価証券の売買というものが、銀行の基本的なそういう性格から見てどうなんだろう

かということで問題にしているわけでございまして、証券会社のそいつた性格から見ましても、金融分野に証券会社が乗り出すということは全く考えておりません。

ただ、先ほども申し上げましたが、今回四十三条を若干改正いたしまして、これによつて将来有価証券に準ずるような金融商品と申しますか、CDとかCPとか、そういうものが実際に国内で取り扱われるというような場合になりましたときに、これは銀行、証券会社乗りといふような形で証券会社が取り扱うということは結構なんではないか、このように考えております。

○竹本委員　いまの問題にちょっと関連をいたしますけれども、また先ほど来いろいろ議論がありましたが、銀行にそういう証券業務を、時期とか内容とかいうのは一応別にいたしまして、どういふ条件が整えば認可するということになるのか。その認可をする場合の条件といふものは何であるか。銀行といいましても銀行は数が非常に多いので、都市銀行、地方銀行あるいはその他の金融機関、いろいろ事情が違う、能力も違うと思うのですが、そういうことも含めていかなる条件のものとに認可することになるのかという点をひとつ伺いたい。

それからあわせて、必要がなければ認可するということもないわけで、ようから、「一体これからこの国債の発行あるいは借替債の問題と同時に必要な問題とともに能力の問題もありますから、金融資産そのものはどの程度にどんどんふえていくのか。それからいまの必要の問題にもう一遍返りますけれども、国債発行というものは財政再建の過程においてだんだん減らしていく、特に赤字公債は二兆円ずつ減らしていく、それから一方おいては、全部郵便貯金で国債を買えとは私は申しませんが、資金運用部が国債を買入れる能力なり努力なりが拡大されていく、そういういろいろな諸条件を総合勘案いたしまして、こういう場合に大いに銀行にも協力してもらわなければならぬ必要が出るし、またこういう条件のもとに銀行に

○吉本(宏)政府委員 先ほど申し上げましたように、銀行の証券業務、特に窓販の認可の時期につきましては三人委員会と申しますか、中立的な懇談会の御意見を聞いて、その上で決定したい、かように考へているわけでございますが、その時期の決定に当たりまして恐らく論議の対象となり得る私ども考へておりますのは、一つは国債管理政策上の要請でございます。国債の安定消化を促進するという観点から窓販を実施する必要ありや否やという問題であろうかと思います。この点については最近五十五年度の実績を見る限りでは三兆九千億に上る証券会社の取扱分がございまして、これは長期国債、割引国債、中期国債を含めた数字でございますけれども、約四兆円近い国債が証券会社によって売りさばかれているという事実も注目する必要があるのではないかと思つております。

それから第二に、銀行は新規参入という形になるわけでありますけれども、銀行が窓販を実施した場合に公社債市場にどういう影響があるか、たとえばはね返り玉と申しますか、個人に販売したものがはね返つてくる、それを買い取る必要があるわけでございますが、この場合に市場価格によるか理論価格によるか、そういう問題もござります。また証券会社自身がかなり公共債、あるいは広く言えば公社債の業務が拡大しております。したがいまして、銀行が新規参入した場合には当然にそれだけ証券会社の収支に影響が出てくるわけでございます。そういった点についてどう考えるか。さらには後ほど銀行局長から話があると思いますが、金融機関の範囲をどう考えるか、そういうふた問題も含めまして検討したい、このよう考へておきます。

申しましたけれども、この銀行法の改正で一応一つの山を越えるわけでございますけれども、将来展望の問題として、一つは中央銀行のあり方をどう考えるかという問題があると思うのです。これは古くて新しい問題でありまして、ずいぶん前に非常に広範な調査研究の報告が出たこともあります。しかし簡単に申しますと、きわめてポイントは簡単でありまして、中央銀行の独立性といふから、あるいは中立性というものをどこまで尊重するかという問題であろうと思います。これも基本的に政治学というものは最高のものでござりますから政治がすべてに優先する、コントロールするということは私は当然だと思います。しかし、いまの実情から考えますと、そのことがむしろマイナスの面が多い。そういう意味から中央銀行のあり方をこれから考える場合にも十分その点は慎重にやつてもらわなければいけない。特に最近でもそうでありますけれども、やはり日本銀行は日本銀行としての独自の権限と使命をちゃんと法律的にも持つておるのですから、それを政党人が勝手にかれこれ言うたり余剰介入と申しますか何と申しますか、するということは何のための日本銀行の独立性かわからなくなる。また特に公定歩合の問題等につきましても、政策効果という面からいつても、公定歩合を引き下げる翌日からもうあと一%なんということを勝手に言えど、アナウンスメント効果はほとんどなくなってしまう。そういう意味でこれは非常に慎重に政治家も言わなければならぬと私は思つ。

はたびたびこれを強調したいのですが、とにかくそういう意味で私は公定歩合の問題にしても、あるいは日銀のあり方を尊重するとしても、その独自の権限と使命を尊重するということについて特に慎重でなければならぬし、そういう意味でまた大きな展望の中で日本銀行は将来いかにあるべきかということを考えるべきではないかと思うが、その点についての考え方。

時間がありませんからもう一つ。今度は日本銀行行以上にもう一つ話が大きくなりますが、世界銀行あるいはIMF。これも御承知のように戦後で行あるいはIMF。これも御承知のようにこれから新しくきたIMFあるいは世界銀行あるいは第二世銀といつたようなものが、特にまた日本が国際社会に大きな経済大国として臨んできて、これから新しい、正しい意味の世界の新秩序を考えるという場合に、従来のIMFはそのままでよろしいのか、あるいはこれに対処する日本の方はいままでのとおりでよろしいのか、少し話が大きくなつて恐縮ですけれども、世界化時代には世界史的な視点からそういう問題にも取り組んでいかなければならぬと思うが、そういう問題は考えておられるのかおられないか伺つて終わりにいたします。

○米里政府委員 まず日本銀行法の問題でござりますが、竹本先生よく御承知のとおり、三十年代に日銀法改正についていろいろな角度から非常に細密な議論が行われたわけでございます。結局昭和四十年になりまして、結論的には日銀法は金融基本法である、今後のわが国の金融の方向を決定するものとなるために慎重に審議する必要があるということで日銀法改正の検討が中止されて現在に至っているわけでございます。日銀法は戦争中の昭和十七年に制定された法律であるということでもう大分たつておるので新しい事態に即して見直すべきではないかという御意見もござりますけれども、もちろん現在の日銀法のもとにおきましても、政府としては日本銀行の中立性といふものは何よりも重要なものであるということであり、その金融政策の運営その他におきまする自主性というものは極力尊重してまいりおるわけで

ござります。現在の日銀法に基づきまして政策遂行上特にどこの条文が非常に支障になつてゐるかというと、これもいろいろ議論がござりますけれども、具体的に必ずしもそうでないというような面もございますし、先ほどの四十年の中止になつた際の理由にもございますように、わが国経済全体のあり方に非常に幅広く、かつ深く関連する問題であるというようなことで、同法の改正についての検討については慎重に配慮していかなければならぬというふうに考えております。

○大場政府委員 先生御指摘のように一九七一年八月の米国による金先換停止以来、固定相場制度を中心とする組みが崩壊いたしましたのはそのとおりでございます。しかし、その後IMF、世銀の機能を見てまいりますと、ある部門ではむしろ役割を強めた点もございます。たとえば開発途上国に対する融資、これは世銀もございますし、また国際収支援助ということでIMFもござりますが、こういった資金協力はかなりの規模、またかなり適切な融資がなされているよう思ひます。ただかなりいい対応をしていくと、いう点もございまして、私どもは今後も両機関の適切な活動に期待しているわけでございます。

それから、固定相場制度が崩壊したわけでございますので、御承知のとおり、いま多くの国で変動相場制がとられているわけでございます。そしてこの変動相場制といふものは、この三年、四年の推移を見てみるとかなりうまく機能したのではないかと私は見ております。第一次石油ショックは第一次石油ショックを乗り切るに当たって、変動相場制があつたから乗り切れたという面もあるのではないかというふうに思つておられるわけでございます。しかし、他面また変動相場制に起因します問題もあるわけでございまして、相場の乱高下あるいは行き過ぎという問題もございます。そういう点につきましては、私どもとしては、今後

国際間の協力を強めるということで対処していく
たいというふうに考えているわけでござります。
最後に米ドルの役割りでございますが、確かに
米ドルの役割りは、私はかつてほどではなくなつ
たとは思います。しかし、いま世界の通貨を見ま
して、何といいましても米ドルが最も重要な通貨
であることは否定できないというふうに思つてお
ります。準備通貨としてのシェアで見ましても米
ドルはまだ七八%、あとマルクの一・二%、円の
四%という事情にございまして、米ドルの役割り
はまだ非常に高いと思っておりますが、今後SD
Rその他いろいろな工夫をいたしまして、こうい
った從来の米ドル中心の体制を捕つっていく必要が
あるかと考えております。

○竹本委員 最後に要望を一つ申し上げるわけで
すが、いま日本銀行の問題についてお話をありま
した。確かにいま、日本銀行の運営の面で具体的
にこうした大きな矛盾があるというふうには私も
考えておりません。しかし何と申しましても、い
まお話をありましたように昭和十七年ですか、戦
争中にできた法律である。文句を読んでみても、
総力発揮といった戦争中の言葉がそのまま出てき
て、人によつては不愉快な感じを持つ人もおるで
しょう。そういう意味で余りにも古い。昭和十七
年ですから、いま五十六年だからもう四十年たつ
ていますね。銀行法は五十年、中央銀行は四十
年、これから取り上げてからまた七、八年かかり
ますからこれもまた五十年です。金融制度という
ものはそうたびたび変わつては困りますけれど
も、この激動期に五十年前の法律を振り回して喜
んでおるというところに、問題意識が足らないと
いう大きな問題がありはしないかという点をもう
少し掘り下げて考えてもらいたい。

特にいまは、御承知のように経済学から申しま
しても、戦争中の総動員体制の考え方からその後
はケインズ経済学で、公債も積極的にどんどん出
していくというところまで來た。それが今度は供
給サイドの経済学に変わるとかあるいは低成長に
変わるとか、あるいはステップフレーションはもう

決定的だというような調査をきょうかきのうかのテレビでも言つていましたけれども、そういうステグフレーション時代における中央銀行のあり方といふものは、二昔前ですからね、ケインズ経済学の時代のその一つ前の戦争時代の中央銀行のあり方とは直観的に質的に変わらなければならぬ、どこをどう変えなければならぬかという問題を研究してください、こう言つてゐるのです。その点をひとつ留意していただきたい。要望です。

それからもう一つ、世銀その他の国際化の問題についても日本は考え方を変える必要がありはないか。話はちょっと変わるけれども、御承知のようにフランスの日本に対する自動車の輸入制限は三%でしよう。それで私は、けしからぬやつだという意味も含めましていろいろ読んだり考へたりしておりますと、フランスの考え方の方があるのは本質をついているんですね。フランスは日本の自動車の輸入を三%に制限する、自由貿易でドイツ人がいろいろ努力をしてくれておつても、常にフランスがその他のヨーロッパを引っ張つて日本に対して厳しい風を巻き起こすということですが、なんだん調べてみるとフランス人の考え方はこうしたことなんですね。たとえば自動車はヨーロッパ、ECはどこでもその国の自動車の二〇%までは輸入をさせておる。まあ、二〇%ぐらいはよその国の自動車が入つてくるのは今日世界の常識だ、それが自由貿易体制なんだということでしょう。そのときに日本が買つてている自動車は大体二%だ。よその国の自動車を二%しか買わないような日本は発展途上国だと言うのですよ。われわれは経済大国だと言つていいばつているけれども、フランス人の感覚では日本は発展途上国という待遇をしているのですよ。発展途上国は、自由貿易の時代だから先進国に対しては自由に入れていくのが本當だ、しかし発展途上国は頭の程度も半分なんだからとにかくコントロールを自由にやってよろしい、制限は自由にやってよろしい、だから、日本が二%しか入れないのに五割増しで三%の輸入制限ならむしろ日本はありがたく思えとい

うのがフランスの論理らしいのですね。要するに、世界の貿易の自由化あるいは国際金融の世界化というような時代に対するわれわれの受けとめ方は、フランスに言わせればすべてが大体発展途上国型なんだ、したがつてフランスは三%で平気でおる。われわれが横概して調べてみればそういう経過がある。

そういう意味で、先ほど来のいろいろな御説明は承つておりますけれども、やはり新しい国際化時代には、われわれは経済の大國とかあるいは先進国とか自分がそう思うだけではなくて、世界がそう認めるようなあり方をしていないと発展途上国としての取り扱いを受ける、これはやむを得ないと思うのですね。だから、それはフランスを責める前にわれわれ自身が反省しなければならぬ。そこでの取り扱いを受ける、これはやむを得ないという問題についても、この辺で大きく考え方を変えたのでござりますから、そういうふうに受けとめて御努力願いたい。

以上、要望を申し上げまして質問を終わります。

○総務委員長 次回は、来る十二日火曜日午前九時四十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

大蔵委員会議録第二十五号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
四	一	未六	単純申告	単純無申告
二	一	四	態度を検討を	態度を、検討を
同	第二十六号	中正誤		

昭和五十六年五月十八日印刷

昭和五十六年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D